

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (3) (14.2定)			
日 時	平成14年 6月14日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時34分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	久末委員長、秋山副委員長、横田・前田・大竹・松本(光)・斉藤(裕)・中島・新谷・見楚谷・佐々木(勝)・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、収入役、教育長、総務・企画・財政・市民・福祉・環境・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

それでは、ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤裕敬委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

成田委員が横田委員に、大畠委員が斉藤裕敬委員に、古沢委員が新谷委員にそれぞれ交代されております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

福祉部長

昨日開催されました予算特別委員会総括質疑におきまして、答弁内容の一部に誤りがありましたので、訂正するとともに、おわびを申し上げます。

緊急通報システム事業に関して、公明党の斉藤陽一良委員から、所得税非課税の要件を撤廃したらどうかというご質問があり、高齢社会対策室長から、この事業は補助事業であり、補助の要件との整合性を図る必要があり、また、高齢化が進みますと、対象が拡大しますので、市の財政事情を勘案しますと、所得制限を撤廃することは考えられない旨、お答えいたしました。国の補助要綱では所得制限はありませんでしたので、補助事業であり、補助要件との整合性を図る必要がある、との部分を削除、訂正方、お願い申し上げます。

なお、重要な予算審議に対しまして、事実の確認を怠り、誤った答弁を行いましたことは大変申しわけなく、斉藤陽一良委員をはじめ、各委員、議会に対しましておわび申し上げます。

今後は、このようなことのないようじゅうぶん留意してまいりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます、訂正させていただきます。

委員長

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順序といたします。

初めに、自民党。

松本(光)委員

子どもの読書活動推進法について

教育委員会に、昨日からちょっと暇にしているようでしたので、1点だけお伺いをいたします。

昨年の12月に子どもの読書活動推進法というものが制定をされました。それを受けて、中央教育審議会でも、子どもの読書を奨励するという答申が出ております。非常に話題にもなっておりまして。今回の一般質問の教育長の答弁でも、読書の時間、それから読み聞かせの会などと、前向きな姿勢で答弁されておりました。

そこで、お伺いいたしますけれども、本市の学校図書館の標準蔵書達成率、これはどのような数字になっていますでしょうか。

(学教)施設課長

学校図書館の関係ですけれども、平成13年10月1日現在の状況であります。

小学校では、学校図書館の蔵書は13万 4,012冊です。現在、11万 6,183冊で、86.7%の達成率といたしますか、整備率となっております。それから、中学校では、13万 5,778冊に対しまして、11万 1,054冊で、81.8%の整備率となっております。

松本(光)委員

どちらも100%までは行っていないということです。

そこで、国でも、今年度は130億円の予算を出しました。今後5年間で蔵書整備には650億円を投入するという形になっております。東北のある一都市では、今話題になっているのではなくて、以前から読書の時間や読み聞かせを長年やっていて、非常に成果が上がったということで、今回、文部科学大臣賞を受賞した都市もあります。

そんな中で、国が地方交付税として交付する図書費の流用が、非常に行われているという新聞報道が随所に出ております。本市は、さきほど平成13年度の達成率をお伺いいたしましたので、13年度の基準財政需要額の算定基準というものがあると思うのですけれども、どのような基準で算定して、13年度は小学校、中学校それぞれにどのような金額になるのか、これをお知らせください。

(財政) 財政課長

地方交付税のことですので、私の方からご答弁いたします。

委員がご指摘の交付税がどれだけ入っているのかということでございますけれども、最終的には、教育費の中に小学校費、中学校費というのがありまして、その中に、児童数によるものとか、学級数によるもの、あるいは学校数によるもの、そういうものを掛けて出します。学級数を掛けて出す、単位費用と言うのですけれども、その中の算定基礎の中に図書費の部分も含まれているということです。ですから、直接その分が幾らということではないのですが、それを割り返して小樽市の場合の学級数を掛け合わせますと、小学校では13年度で約510万円、中学校では490万円ということですので、それぞれ約500万円ずつが算定されています。

ただ、実際に算定する場合には、その数値に補正係数というものを掛けて出てきます。その補正係数を加味しますと、小学校では約890万円、中学校では約900万円、両方ともそれぞれ900万円となります。この補正率は、例えば、地域間の給与差とか、寒冷地による補正だとか、除雪費の方の補正とか、そういうものも補正係数に入っているものですから、ストレートに補正係数を掛けた金額が交付税の額にはなりませんけれども、総体としてはそのような形になるかと思えます。直接的には約500万円というふうになっております。

松本(光)委員

地方交付税として一括して入ってくるものだし、用途が自治体の市町村長の裁量に任せられているということもありますので、ストレートに入ってきたお金が、即、図書費になっているというわけではないと思えますけれども、今の単位費用を、学級数に、例えば小学校ですと1万8,200円掛ける、中学校だと3万6,500円掛ける、そうすると財政需要額が出てくるのです。

それにしても、今見ましたら、平成13年度は、小学校が500万円ぐらい、中学校も約500万円ぐらい、それを補正をすると、寒冷だとか、いろいろな補正が入って補正をすると、何と800万円から900万円になるという形なのですけれども、実際に平成13年度の予算は450万円ですね。小学校で450万円、中学校で480万円です。

小樽はこの補正前の需要額で入ってきているのか、補正後で入ってきているのか、どちらなのですか。

(財政) 財政課長

13年度の図書整備費は、小学校で450万円です。中学で480万円です。さきほどの補正係数を掛ける前の額がだいたい500万円ということになっております。さきほど委員もおっしゃられていましたけれども、この補正係数というのが、給与差とか寒冷地補正というのは、基本的に図書費そのものにはなじまない補正ですので、一概には言えないというふうに考えております。あくまでも市の標準的な行政サービスを測定する一つの単位として考えていますので、余りかけ離れたものであったり、整備状況が非常に悪いとか、そういうものであればまた別ですけれども、基本的には教育予算全体の中で決められていくものというふうに考えております。

松本(光)委員

教育予算の中で流用されているというのならいいのですけれども、一般財源に入ってしまうわけだから、教育予算のITの方にもありましたよとか何とかということとはわからないわけですね。一般財源の中で、さきほど私は4,500万円と言いましたが、500万円のところ450万円しか使っていない。補正の800万円、900万円だったら半

分しか使っていない。半分は一般財源として流用しているのではないかというふうに、ご多分に漏れず、小樽市も図書整備費が流用されているのだというふうに理解してよろしいのですか。

(財政) 財政課長

さきほど重複した答弁になりますけれども、あくまでも、交付税の小学校の中で1学級に対して幾らというものを求めるために出した総体の費用、その中に図書整備費もあるということです。そのほかにもIT関係とかいろいろなものが含まれておまして、それは、基本的には、交付税そのものの趣旨としまして、それに使いなさいという用途はありませんので、算定内訳の中の一つ一つの事業にその金額を充当していくということにはなりませんし、逆に言いますと、積算内訳の中になような、事業に必要なものもやっていくわけですから、これは総体の中で考えていかざるをえないのかなというふうに思います。

松本(光)委員

これは、文部科学省も言っているのです、制度の趣旨が骨抜きになっていると。財政状況が厳しいのはわかるが、子どもたちのために有効に使ってほしいというふうに言っています。図書の達成率が80%、90%といっても、中身の問題もあります。余り読まれないとか、もう古くなったとか、そういう図書もこの中に入っているわけですから、今年度から650億も5年間で入ってくると。ちなみに、14年度は、小学校も450万、中学校も450万の予算計上です。これは、こういう算定基準からいっても決して多いとは言えないし、算定基準のとおり交付税として入ってきているのであれば、子どもの小遣いに大人が手をつ込んで使っている形にもなりかねません。

そういう面で、今後、地方交付税の用途については、制度の趣旨がよくわかるような予算をしていくのかどうか。13年度、14年度では450万円ぐらいですけれども、今度は650億円が出ると。まだまだこの目的税ではありませんが、図書に予定されている交付金がどこへ使われたかわからないということになりかねません。そういう面で、今後の考え方はどのような考え方でおられるのか。

教育長も、予算を獲得する方ですから、あてがいぶちではなくて、それだけ国から出ているのではないかと、それなら、教育委員会にこれだけくださいと、そういう予算折衝というか、今後はそういうことをしていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

教育長

いわゆる文部省の650億、5年間の話は大変ありがたい話で、図書の充実に非常に好ましいことと考えております。従来も、教育予算の中の図書費については、財政当局からご説明がありまして、増額についていろいろお願いをして、配慮してもらっているところです。

さきほど、法の改正がありました。4月23日が子ども読書の日と定められまして、いろいろご紹介がありました東北の図書館活動が表彰されたりしております。あるいは、普及のための特別講演会なども催されている、そういう状況については承知しております。

前回の代表質問でお答えいたしました。子ども読書の日にちなんで、朝の読書運動とか、いわゆる週に2回でも3回でも読書の時間を設ける、そのときには、学校図書館の蔵書を使うのではなく、自分の家から自分の読みたい本を持ってきてということですので、そういう面での広がりも期待されます。いわゆる総合的な学習の時間の設定に当たりまして、学校図書館に置く図書は、調査とか参照とか、そういうような形の図書が多くなるかと思しますので、家庭において購入される本、それらも含めました読書活動と。これは、最終的には、我が国の文化とか世界の文化に対する理解を子どもたちが得ることにもつながりますので、今ご指摘のように、読書活動を強めてまいりたい、充実を図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

松本(光)委員

学校図書は、参考書とか、資料だけではなくて、やはり、低学年の児童の図書も必要ではないかと思ます。

そこで、学校図書館の地域開放、これは小樽市は全然やっていないのですね。札幌は、72校がそれぞれ週に3回

の地域開放をしております。私はたまたま銭函なので、隣が札幌なものですから、銭函の人がみんな札幌の学校図書館に行っているのです。そうすると、ちゃんと見せてくれるのですけれども、そういう小樽の学校図書館の地域開放に対する取組、これはどのようになっているのでしょうか。

教育長

学校図書館の地域開放を全く行っていないというわけでもありませんで、各学校では、例えば、PTAを主体に、学校図書館とは別にPTA文庫というようなものを持っております。また、市内のある学校では、市立図書館の蔵書、子どもの本ですけれども、それを月50冊ほどの貸出しを受けて、その中で学校文庫として自由に読ませたりもしております。

これからの図書館活動の中では、自分の図書館にある蔵書を含めて、全道ネットワークの中で融通し合うということもだんだん出てくると思いますので、今のご指摘の趣旨も踏まえて、そういう活動も進んでいくよう努力してまいりたい、そういうふうに思います。

松本(光)委員

地域開放のためにも学校図書館の充実が必要ですし、読書の時間、読み聞かせの会など、まだまだ小樽は遅れているなという印象がありますので、そういう面で、ぜひ学校図書館の充実を図っていただきたい。新指導要領では心の教育ということをやっておりますので、心の教育のためには、やはり、活字離れのないような教育環境の充実をよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

大竹委員

北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について

それでは、私の方では、代表質問で出た部分をちょっと掘り下げた中にご質問したいと思います。

まず最初に、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金に関連して何点かお伺ひいたします。

まず、現在の北後志4町1村での事務組的業務といいますが、そういうようなことは今どのような形でなされているか、まずお聞きしたいと思います。

(環境)田中主幹

ただいまのご質問でございますけれども、一部事務組合の関係がありまして、今、北後志には一部事務組合が二つございます。一つは、消防業務総合組合で、この構成町村は4町1村で、余市、古平、積丹、仁木、赤井川です。それともう一つは、北後志衛生施設組合です。この構成町村も同じく4町1村でございます。

この北後志衛生施設組合の業務につきましては、一つは、し尿処理の中間処理施設の維持管理、運営でございます。それから、ごみ焼却施設、中間処理施設ですが、その維持管理、運営をしております。そのほかに、容器包装リサイクル法に基づきます分別収集につきましても、収集運搬、中間ごみ処理、こういった関係の業務を行っております。

大竹委員

そういうようなことで、今、事務組的なことをされているわけですが、今度は、広域連合という形になったときに、それ自体がどのような形態に移行していくのか、広域連合に吸収されていくのかということについてお知らせ願ひします。

(環境)田中主幹

ただいまのご質問につきましては、ご存じだと思いますけれども、まず、広域連合では、中間処理施設の中のごみ焼却施設の具体的施設では、焼却施設、リサイクル、破碎処理施設の中間管理及び運営ということで、一部事務組合であります北後志衛生施設組合で現在行っておりますごみ焼却炉施設整備の管理運営ですけれども、これにつ

いては、現在の広域連合の方の予定では、15年度に施設の着工、それから19年度に供用開始をするというような予定になっております。この年度に合わせまして、北後志衛生施設組合の方では、ごみ処理の中間施設の部分についてですけれども、これを組合規約から除いて、その事務をこちらの方に移管するというような予定になっております。

大竹委員

そうすると、移行するという部分はあっても、あくまでも事務組合的なものは残るということになりますね。

そういうことでありますと、今回、市長答弁をいただいた中で、国庫補助とかいろいろな補助関係が出てきたのですけれども、廃止はないということになると、構成団体での特別交付金というのは、たしか700万円ぐらいの金があったのですね、廃止されると。それでは、そういうことには該当しないというふうに理解してよろしいのですか。

(環境) 副参事

広域連合を設置する場合について、国からの補助金が700万円と、こういうことが従前の国の補助の中に入っていただけですけれども、昨年でしたか、一昨年でしたか、これに一部事務組合を解消して広域連合をつくる場合という一文がつきまして、広域連合ができたとしても700万円の補助は受けられない、今現在はこういう状況になっております。

大竹委員

そういうことであれば、国の700万というのがいつからか使えなくなってしまったと。大変残念なことでありますね。

それとまた関連するのですけれども、今回の広域連合に当たって、地域総合整備事業債の充当率につきましては、特別交付税措置ということがなされてくると思うのです。そうすると、率的なものは変わってくるようにも聞いているのですけれども、それについては、どのくらいの変化があるのか、充当率がどのくらいになってくるのか。と同時に、そういうことも勘案しながら、地元負担という形が、これは、まだ全体が決まっていませんから、金額ということではなしにして、どういうパーセントでもってその辺が充当されてくるのかということがわかりましたら、お知らせ願います。

環境部次長

今、大竹委員の方で、地域総合整備事業というふうにおっしゃいましたけれども、地域総合整備事業につきましては、これはあくまでも単独事業でございます。通常、補助事業ではないものでありまして、今、私どもが広域連合でもって施設を設置する部分につきましては、一般廃棄物の処理事業者というものに適用する、そして、この廃棄物処理事業者の中身につきましては、広域で施設を整備するという形になります。いわゆる補助事業につきましては、通常分が75%、財源対策債分が15%、全体的には90%の充当率になっております。それから、交付税措置につきましては、通常分の75%のうちの50%が交付税措置になります。あるいはまた、財源対策債についても同じでございます。そして、この交付税の充当につきましては、構成の市町村が、負債を抱えているわけでございますけれども、その施設整備に見合う部分として、それぞれの市町村に交付税措置がなされる、そのようになっております。

大竹委員

そうしますと、広域連合をするからという形ではなくて、焼却場をつくるからという形の交付税措置という考えなのですね。

それでは、その辺は、これからまた、いろいろな中でもって詳しい実際の数字も出てくると思います。

環境部次長

私が言いました財源措置につきましては、あくまでも広域化計画といったものが前提になるということでは理解し

ていただきたいと思ひます。

大竹委員

やはり、広域化計画という中での問題ですね。その辺が違つたのかなと思ひました。

それから、今の補助関係なのですけれども、国庫補助の補助対象額の4分の1が措置されるということで答弁をいただひているのですね。そこで、補助対象額となる費用の項目というようなことで、大まかでいいですけれども、どんなことが対象になってくるのか。また、こういうものについては対象にならないというような部分が出てくると思ひますけれども、その辺について、大ざっぱでけっこうですが、お知らせ願えればと思ひます。

(環境)副参事

補助対象になる施設関係と、ならないということでご質問だと思ひますけれども、焼却方式によってそれぞれ異なる部分があります。それから、補助申請に当たって、これがなるならないという明示はされていないわけです。今まで、補助を立てた段階で、経験的に、補助申請をしたときにこういうものがつかなかつた、こういったような例があるのです。

例に基づいて申し上げますけれども、例えば焼却炉の本体、これは当然なるというふうに考えてござひます。それから、そこにごみを投入するクレーン設備、それから、ばいじんの除去設備とか灰の処理設備、煙突があれば煙突、こういった一連の流れのものについては、当然、補助対象にはなつてくると思ひてござひます。

対象外につきましては、今までの例でいきますと、道路、施設などの街灯設備関係は対象外、それから、職員の浴室設備については対象外、それから、余熱の施設外利用、こういったものについての設備関係の費用は対象外、それから、メンテナンスのための保全用施設です。これは具体的にどういったものを指すか、私は正直、わかりませんけれども、そういったものが補助対象外になる、こういうふうに承知してござひます。

大竹委員

その中で、施設外利用ということでもいいですね。そして、その余熱とか何か、発電設備のことになってきますと、今回は発電設備も入れながらということでご答弁をいただひているのですが、それは別な形の体系になるのですか。

(環境)副参事

余熱の利用法としての発電が考えられるわけですが、今の電気事業法の中でいきますと、2,000キロワットアワー以上については、高圧の送電線を自前でつくらなければならない、こういうような流れになってござひまして、そういった部分については補助対象外と。また、電気を自賄ひで使う場合については、その設備費は補助対象というふうになります。

大竹委員

それから、今ちょっと発電の問題が出ましたが、この間の中には発電設備も併設するという答弁がござひました。これについて、今、発電設備の費用対効果というものをどのように考えているのかという部分と、それから、効果的な発電に必要な発生エネルギー量ということが出てくると思ひます。そういうことを考えながら、発電設備の予想形態といひますが、どういう形でやっていくのかということをもしお話しできれば、お話し願ひたいと思ひます。

(環境)副参事

発電設備の費用対効果の関係ですが、発電設備がどの程度の費用になるかについてはまだ試算してござひません。具体的にはあるかと思ひますけれども、例えば、24時間連続で焼却できるのであれば発電は可能ということで、環境省内の制度促進指針に記載してござひます。そうなりますと、例えば、これが1,500キロワットアワーだったら発電されるわけですが、それにつきましては、場内で使用する電気について、これを完全に賄ひることができるかと、そうしますと、買電といひますが、北海道電力から買わなくて済む、そういったような効果が

出てくるのかなというふうに考えております。

大竹委員

あともう一つあります。

(環境)副参事

もし発電をするとすれば、どの形式も同じかと思えますけれども、熱によって高温の水蒸気を発生させまして、それによる蒸気タービンだとか、そういったような形で発電する方法が一般的かなというふうに考えております。

大竹委員

前にも、議会の中で、我々が視察に行きました埼玉県の越谷、あれは4市5町でしたか、その中でもってごみ焼却をやりながら発電をし、そのときに出たのが、発電の金額としましてはだいたい13億ですか。もう四、五年前になりますから、13億で、自分のところで消費して、そのほかに東電に3億売っているというようなことも見せてもらいました。

それと似たような形でやりたいという思いをお持ちなのか。その辺は、さっきやりました費用対効果の問題なのですけれども、どのくらい出てくるか。設備は設備で高価にかかっても、実際問題、それからそれだけのものが上がってこないとなると何も意味がないことになりますから、その辺はどういうふうに考えていますか。

(環境)副参事

委員がご指摘の、例えば他の焼却施設においても、さきほど申しましたけれども、24時間連続で焼却する場合には、発電機能を持たせてサーマルリサイクルをやった方がいいという形で、制度指針が書かれているわけです。そういう面では、考え方として同じような形で、場内で買う必要のないもので使っていく、それから、余れば売電をしていく、こういったような形でやっていきたいなというふうに考えております。

それと、当初のイニシャルコストに見合うかということでございますけれども、全部を発電しないで買電するとすると、それだけのエネルギーをまた別なところで買うということになるだとか、本当のバランスシートみたいな形でとってみななければわからないと思っていますが、考え方としては、今ご指摘の越谷といいますか、そういう形で対応してまいりたいというふうに考えております。

大竹委員

いずれにしましても、費用対効果の問題がありますから、その辺のところも、これから細部にわたっているいろいろな検討があると思いますので、その中でどうなのかという選択です。後からちょっと違ったというような形にならないように、これからの計画ですから、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

生ごみのリサイクルについて

次は、生ごみのリサイクルについて何点が質問したものですから、それをちょっと掘り下げてお伺いしたいと思います。

生ごみのリサイクルについては、ごみ減量のためによいことだということで、これからも検討課題としてやっていかなければならないという答弁をいただきました。そういう中で、今年に入りまして、後志支庁ですが、庁舎内の生ごみ、自分たちが出す生ごみを全部処理をしたい肥化すると。どうなっているか、結果的にはわからないにしても、そういう取組がされたということを聞いております。また、国の方針としまして、生ごみを処理するような形を広めていきながら、何とかごみ問題をということについても国家的な形で取り組もうとしております。

その中で、生ごみの処理機です。後志支庁の方では処理機を入れているのですよ。それについての感想といいですか、どういうふうに考えているか、まずお聞きしたいと思います。

(環境)廃棄物対策課長

現在、庁舎の食堂などから出るごみについて、国の方では、小泉首相の所信表明の中で、農林水産省で行っている生ごみ処理の扱いについて全省庁に広げるようにということで、通知を出しております。そういう中で、市町村

段階にも通知が来ているところであります。

委員のご質問にありました生ごみ処理機の補助の関係ですけれども、現在。

(「まだ聞いていない」と呼ぶ者あり)

失礼しました。庁内の関係ですね。それで、依頼があったところであります。

現在、生ごみの処理については、大きな課題が幾つかあります。そういう課題を今後整理しながら、庁舎内の食堂も含めて、あと、市有施設の学校の調理場、そういうところの施設も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

大竹委員

私の気持ちを先取りしてわかってくれるのはなかなかいいことだと思いますけれども、そんなことで、政府の方針もありますし、自治体の中でいろいろとやっていかなければいけない。

以前、うちの見楚谷委員の方からも、学校にそういうものを設けたらという話がけっこう出ていました。その辺はまだ実際にやっていませんね。ですから、このような方針が出ている以上、公的機関、学校、病院、市役所、市の施設、あるいは市営住宅、そのような中でこのようなことに向けて取組をしてはいかがかと思いますが、どうですか。

(環境) 廃棄物対策課長

市の施設、公営住宅とかいろいろな施設の生ごみ処理の関係ですけれども、さきほど説明いたしました、実際、生ごみの成分の中には、塩分が強いとか、油分があるとか、安定的な供給先だとか、いろいろな課題がありますので、そのものを整理しながら検討をしていきたいと考えております。

大竹委員

今の答弁ですけれども、塩分とか何かにつきましては、2次発酵することによってクリアできるということは、もう明白になっていることです。今の状況の中でもって塩分がというような問題はクリアされている、そういう状況だということで、その辺は環境部としてももう少し理解してもらいたいと思います。

というのは、70度以上に上がることによって、雑菌の問題とか、それから、組成の問題で塩分の問題も解決できると。問題は、2次処理施設をどうするかということにはなりますけれども、1次処理の中での問題というのは、私はちょっと余りにというような気がします。そこまで掘り下げたくないのですが、もう少し勉強してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

生ごみのリサイクルがなかなか進まない現状というのは、いろいろなところであるのですけれども、そういう中では、委員がおっしゃったように、1次処理の中で、塩分、油分、それから添加物とか、いろいろな問題があります。そういうものと2次処理も含めての検討ということでご理解を願いたいと思います。

環境部長

大竹委員から、庁内を含めて、学校給食、それから公営住宅等々のものを取り入れたらどうかというご質問だったかと思えます。以前に私もお答えしたと思うのですけれども、生ごみの処理というのは、適切にやっていくと完全にごみの減量につながるということで、それは何とか進めていきたいというふうにお答えをしました。

ただ、ごみ処理の件は、さきほどから2次処理うんぬんの話が出ていますけれども、実際に受入れをどうするかということが大きな課題になるかと思うのです。1次、2次で発酵してもせっかくだと肥料をつくったとしても、それをどういうふうに処分をするというか、そういうことをしなければという問題があるのだと思うのです。ですから、それらを含めて、学校とか、それから住宅とか庁内などのごみの処理については、今後、じゅうぶんに検討していくのだということです。

大竹委員

今の問題ですけれども、よくお話が出ることは、他町村の例も見ながら勉強していきたいというのがよくあるのです。今、喜茂別でやっていることはどういうことが、ちょっと教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

喜茂別町で行っている生ごみ処理の関係ですが、たい肥化する1次施設、その施設内で、建物の真ん中で1次処理をしています。2次処理としては、かなり遠くに離れた施設で、広大な土地なのですけれども、そこにたい肥盤という形で断熱の処理をして、2次発酵をさせ、完熟させるという方法をとっております。

大竹委員

ですから、よその中では、確かに小樽と地域的な違いはあるにしても、物を処理するに当たっての一つの方向性というのは、この間、後志支庁が主催した見学会を含めた中をもって物事をしているわけですよ。だから、そういうことも含めて、少し先に進んでいけないことにはこのごみ処理というのがいけないと思うのです。

少なくとも、感想といたしますと、小樽市は、ごみ問題については全道的に考えると遅れているのかなというように思っています。もう少し積極的にその問題について向かっていくことによって、これから財政が大変な中の経費節減にもなっていくということになるでしょうから、その辺はもう少し取組をしっかりとっていただきたいと思えます。

それで、今出てきました2次処理施設ということがどうしても必要なわけですね。2次処理施設自体も、そこから先へ行って、地球に物を戻すという体系ができないと困ると。喜茂別では、農事組合的なものがそれを引き受けて、自分たちは畑にそれを投入しながら物事をしているわけですよ。そういう方法がもうされているわけです。そういうような取組がされなければならないと思えます。

そこで、1次処理というものについてのお考えなのですが、この中で一番問題となるのは、生ごみをどういうふうにして2次処理場へ搬入するかということが大きな問題になるのですよ。これは、水が流れていたり、においが出たり、そういう問題があります。だから、1次処理をするのは、自分が出すところの身近なところでされることによって、脱水あるいは脱臭というようなことになりますので、2次処理場に運ぶのも一つの解決になると思うのです。ですから、そういうような小さい機械をいろいろなところで持ち合いながら、2次処理場へ運びやすいような状況をつくり出すということも、都市の中では必要なことだと思うのです。

そんなことも含めまして、これからホテルとか飲食店とかマンション、あるいは町内会でも、そういう機械を導入しながら生ごみを減量していく、そういうものに対する機械導入費の補助あるいは助成ということについて、これからどう考えていこうとしているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

環境部次長

確かに、大竹委員がおっしゃいますように、生ごみのリサイクルといったことでございます。それは、今、全国的にも北海道的にも、たい肥化の流れになることは我々も理解しております。また、そのことは、単に民間業者だけで、またそれだけでいくことではないだろうと私は思っております。

しかし、基本的にありますことは、やはり、ごみのリサイクルというものが、長い目で見た場合には将来的には採算ベースにもっていく、こういったことがなければ、行政としてもなかなか簡単に支援することにはなりません。ですから、そういった事業について行おうとするところがある場合においては、当然、これは環境部の廃棄物処理法上でのいろいろな法的な許可だとか、そういったこともあります。また、我々も、そういった計画の相談があれば、当然、その事業がうまくいくような、そういったことでの相談、あるいはまた、どこまでの支援ができるかどうか、これはまた別な問題でございますけれども、そういったことの相談には鋭意乗っていきたい、こういうふうに思っております。

委員長

大竹委員に申し上げます。20分を経過しております。

大竹委員

わかりました。

今言われましたように、採算ベースに合わなければどうのこうのということは、以前の計算があって申されたと思うのです。取り組んでいるからということでの姿勢等があります。

それから、相談があれば対応したいと。これでは人ごとではないですか。小樽市の全体のごみを環境部として考える場合には、相談があればではなくて、導いていくのが行政の仕事ではないですか。それを次の段階としまして、それを官でもってやるのではなくて、民営でもってやってもらったらまたいいわけでしょう。でも、そういう指導をしていかなければならない、そういうものに立って考えていかなければ、常に採算が合わないからだとか、かつ、ごみが増えるからまた費用がかかると。その辺はもう少し柔軟に、相談があればということではなくて、やはり、その辺の指針を示していくということも必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

環境部次長

リサイクルと一言で言いますが、やはり、収集、そしてリサイクル、それが適切に処理されると。需要と供給といいますが、そういったことの確保が極めて大切ではないかというふうに思っております。

確かに、そういった意味では、私どもは、相談ということではなくて、私は相談とさきほど言いましたけれども、その言葉の中には、やはり、我々もできるだけそういった議論が出てくることに強い期待を込めて言っているというふうにご理解ください。

大竹委員

いずれにしても、ごみ問題は、多岐にわたっているいろいろな問題があります。そういうようなことで、少しでもお互いが減量しながら、またそれを生かしながらと。一方通行ではできないと思います。ですから、その辺に向けた積極的な取組というものが行政には求められると思いますので、そのようなことに向けてしっかりと取り組んでいていただきたい、そういうことを申し添えて、私の質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

次に、市民クラブ。

斉藤(裕)委員

財政問題について

代表質問に関連しつつ、財政問題から質問させていただきます。

財政の再建、立直しはどこでも取り組まれているわけなのですが、その原因とか今後の方針というのは、各会派の代表質問の中でも触れられたところであります。

そこで、より具体的にお尋ねしたいのですが、民間の企業において成功した経営手腕を行政の中に生かしていく、こういうことをニュー・パブリック・マネジメント、NPMと言うのですか、こう言われ、注目をされているということなのです。

まず、NPMというのはどういうものか、説明してください。

(財政) 財政課長

財政健全化の関連ということで、私の方からご説明いたします。

正直に言います、私もNPMという言葉聞いたのは、昨年度か、そのぐらいだったということで、詳しく内容を研究しているわけではございません。ニュー・パブリック・マネジメントは、言葉どおりですが、新しい公的管理といいますが、公的部門に民間企業の経営管理手法を導入するというのが大きな柱であるというふうに思っております。

その中では、大きな柱が何本かあると思いますけれども、行政サービスの提供部分に裁量権を大きくゆだねるとか、業績成果を重視した調整を行う、そのほかには、市場原理、競争原理を導入する、PFI等も含まれていると思います。それから、行政管理型から顧客主義への転換、こういうものが大きな柱ということ言われております。昨年の経済財政諮問会議の中などでも取上げられ、研究部会が立ち上げられているというふうに聞いております。

斉藤(裕)委員

言葉はいろいろありますけれども、皆さんが財政再建に当たって、いろいろなペーパー、資料をつくられていますが、それとおおむね方向性は同じですし、似通っているといえますか、もちろん、再建の手だてというのは、そうそうウルトラCが幾つもあるわけではないですから、NPMというのは、皆さんがやられている、取り組もうとしている方向性と同じということなのだろうと思います。

しかし、もう他都市では、具体的な取組をしているということが情報として伝わってきています。例えば、具体的に現場に権限を与える、トップダウン方式を見直して、行政組織から、現場の裁量権を広くして、職員活性化に向けてとか、民営化、これは単なる委託ということではなくて、そこに、エージェントと言うらしいのですけれども、民間と行政の取持ちをする人の中に入れて、よりスムーズに民営化、効率化を図っていく、こういうことも取り組まれているようなのです。

何も、皆さんのやっていることと真っ正面に違うということではなくて、具体的な手だては見えてきている。こういうことは、即取り組んでいったらいいと思うのですけれども、いかがですか。

(財政) 財政課長

まず、財政健全化の取組ですけれども、確かに、私どもは不勉強で至らないところがありますが、今取り組んで、緊急対策会議で取り組んでおりますのは、当面、15年度の財源不足の解消というところを主眼にして取り組んでおります。そういった意味から、こういう手法自体は、当然研究していかなければならないというふうに思いますが、ちょっと質的に違う部分があるのかなというふうに考えております。

私は本当に耳学問的なことであれなのですが、この制度自体、イギリスでしたか、まさに起きたのは1980年代と聞いていますけれども、日本の中で盛んに言われ始めたのは昨年ということ。一説の中には、やはり、元来の日本と異なる制度の導入ということで、そのまますばっとはいかない部分もけっこうあるだろうと。制度的な枠組み自体の見直しもしていけないと難しいのではないかとということも言われています。

そういった意味で、今、私どもが緊急対策会議で取り組んでおりますのは、当面、15年、16年、17年、その辺の財源不足をどうしようかということの取組ですので、これはこれとして研究して、事務事業評価等に生かしていかなければならないと考えておりますけれども、ちょっと異質な面もあるというふうに考えております。

斉藤(裕)委員

今、当面の財源不足を何とかするのだというご答弁でしたけれども、それはそのとおりです。それでは、当面の財源不足をどう解消していくのかということになると、入りと出の関係ですね。入りが多くなるのは期待できない、だから出を絞ろうというのが今の財源確保なのです。ですから、その延長上にある事務事業を一から見直すのではないかと、長年、継続事業的にやってきたものをいったん白紙にしようではないかというのが皆さんの考え方です。私はそれでいいと思うのです。いいと思うのだけれども、それでは白紙に戻すと言ったときに、皆さんが効率的に白紙に戻せるかということ、非常に疑問です。

そこで、なぜNPMを質問に取上げたかということ、事業評価をする手続、事業評価をする途中経過に民間が入ってしまうわけですよ。市民として、本当に皆さんの事業評価と一緒にやりましょうよと。特に、いろいろな事業がありますね。インフラ整備でも何でもありますけれども、地元では実はもうニーズはなくなってしまっているのだと。けれども、事業としてのっている限り、これを全く白紙に戻すということは、皆さんの力ではなかなか難しい

と思います。ましてや、去年までやっていたのに、今年ぶつと切るなどというのはなかなか難しい。だから、市民に評価の過程の中から入ってもら。このぐらいのことは、今すぐでもできると思います。

それと、市民のコスト意識を高めるといことと、行政のコスト意識を高めるといことと、いろいろな取組をされているわけです。例えば、公共事業に単価を入れていく。例えば、何々線の何メートルの基盤整備とか道路整備とかという看板が立っていますね。あれに何ぼとお金を入れているところがあります。そうすると、何だ、私たちが求めていたこの道路はこんなにお金がかかっていたのかと。そして、住民の方、市民の方たちの考え方も少しずつ変わってくる。

佐賀県では、駐輪場の問題がありました。小樽には余り駐輪場はありませんけれども、駐輪場を公共事業で積算をしたら自転車を止める柵に 200万円かかったというのです。柵をつくるのに公共事業で発注したら 200万円かかったと。佐賀県のある市では、市民の方が入ってお話をした結果、それは普通のホームックや何かで売っているチェーン一つでいいのではないかとということで、数百円で済んだというのです。

こういうことを繰り返していかなければ、積み重ねていかなければ、皆さんは、ご自分でよしと思って、行政マンとしての責任を持って進めてきた政策を、ある日突然ぶつと切るというのはなかなか難しいと思います。ですから、そういう場面への市民参加の機会をシステムとしてつくった方がいいと思いますが、いかがですか。

企画部次長

事業評価というご質問なので、私の方からお答えをさせていただきます。

実は、平成12年度から、小樽市では、ようやく事業評価の試行を始めています。各部局からの事業を一本一本比較しながら、将来のトータルの評価に向けた準備を進めているというのが今の段階です。

ご指摘にありますように、行政側というか、我々だけの目で見るとということだけではなく、広く市民の皆さんの声、あるいは外からの声を拾うというのは大変重要な要素だと思います。いろいろなところでご指摘をいただいておりますけれども、例えば、市民の皆さんの満足度の部分をどう調査して把握するかとか、今、ご指摘というか、ご提案があった部分で言えば、外部の委員会みたいなものもあるのだと思います。そういったものをどう入れていくかというあたりは、実は今、内部でも検討させていただいております。

これらの事業評価とか政策評価は、全国的にもかなり進んできていますけれども、まだ確立されたものはなかなかできていないというふうに私は聞いていますし、私どももまだそこまでの域に達していないと思います。もう少し時間をかけながら、必ずしも財政の健全化の部分だけに限らず、小樽市全体の政策評価の一つの在り方ということでやっておりますので、もう少し時間をかけて整理をしていきたいというふうに思っております。

斉藤(裕)委員

私は、その認識にはちょっと反対なのです。というのは、もうちょっと時間をかけさせてくださいなどと言っているけれども、たしか、今年の頭のときに、国の借金が 666兆という借金時計みたいなものがインターネットにあるではないですか。あれも、既に数十兆円プラスになってしまったのですね。だから、それと同じように、財政の目に見えない悪化というのはどんどん進んでいるのだから、人の目、市民の目にさらしたらどうですかと。そこで、皆さんとしては大義名分もつくのだろうし、極めて単純な話です。しかし、それを難しく考えていくというような姿勢に映るのですよ。ですから、各部、各課でそういうことが起きれば、もう少し時間をかけて検討しよう、検討しようと、みんなでやっていけば、まとまるものもまとまりません。ですから、今、こうやってお話しているのです。

だって、次長、仮に政策をチェックしていった、これは要らないや、これは時代に合わない、これはだれがつくったのだというときに、それは山田市長が現職のときにつくったものだったら、なかなか言いづらいでしょう。ですから、市民の力を借りて、事業をまじめに、そうやられているのですが、見直しに取り組んでいただきたい。

ですから、人の目に入れるということになったり、特に民間の活力を導入する財政再建をやるのだとしたら、基

本的に立場が違って来るわけです。今までは行政主体、つまり、プレーヤーが行政だったわけです。ところが、民間に委託する、公設民営でもPFIでも何でもいいですが、そういう民間のノウハウを導入するということになる、今度はレフリーになるわけです。ですから、立場は全然違うわけですから、これはとにかく早目に考え方を切り替える必要があると思います。

もう一度、ご答弁をください。

企画部長

NPMの思想に絡んでのご質問ですが、次長の方からもお話ししましたとおり、事務事業評価を試行で12年から始めています。国も、その後、14年から事業評価というものを始めているわけです。

いずれにしても、日本の制度、法律上の問題がございまして、まだレフリーあたりも確立していない部分もあるかというふうに思います。したがって、私も、うよ曲折しながら、この制度を具体的にどういう形でやっていったらいいのか、地域の総合計画の実施計画に向けて、そこら辺の整理をしていきたいというふうに考えてございます。その中で、おっしゃるような制度をどういう形であれしていったらいいのか、これからの取組課題ということでご理解をいただきたいと思います。

斉藤(裕)委員

もうちょっとすかつとした答弁をしていただければいいのだけれども、何だか足回りの悪いような、行政の体質そのもののような答弁ですよ。時間をかけてもうちょっと検討してからと。言いたくないけれども、それでは、今の答弁にあった法的ないろいろな関係というのは、具体的には何なのですかという話にもなってくるとわけですよ。

こればかりはしょうがありませんから、今、市長に聞いていただいたということで、私はそこは掘り下げませんが、そういう足回りの悪い印象というのは、私のみではなくて、ほかの議員もそう受け止めるのではないかと思います。

やすらぎ荘の問題について

それでは、財政再建に大いに関係があるのですけれども、やすらぎ荘の問題になります。

答弁では、私は、代表質問で、国の補助金が決まっている、道の補助金が決まっていると、国と道というのは一定の補助基準、ルールがあって決まったものです。小樽市は、道並みと言っているだけであって、特に決め事はないわけです。そして、総体事業費が15億6,000万円の中で、事業費が下がったときには、当然、小樽市の補助金額は下がってもおかしくないのではないですか、こうお尋ねをしました。そうしましたら、事業費が下がったとしても、補助金は変えないのだと。1億5,500万円ですか、この補助金は1回決めたものだから、相手の事業が15億であろうと、13億であろうと、10億であろうと1億5,500万あげるのだ、補助するのだと。これは、それこそ、前段に質問させていただいた財政再建とか、効率的な物の考え方とか、一から積み上げていく考え方とか、これとは全く逆行したことなのですよ。

そこで、尋ねますけれども、やすらぎ荘の15億6,000万円というのは、財源内訳を含めて、小樽市の方に借入金とか自己資金の内訳を出しているわけなのですね。これで事業が成立するということなのですから、建設事業費が下がった分だけ小樽市の補助金が下がったとしても、事業の健全性、収益性には全く影響を来さないということ、まず確認したいと思います。

(福祉)高齢社会対策室管理課長

斉藤(裕)委員のご質問でございますけれども、例えば、民間事業者等が、あるいは、今回の社会福祉法人の発注行為等によりまして当該事業費が仮に下回った場合でも、当初の資金計画どおり事業を進めることは可能だと考えております。

斉藤(裕)委員

そういうふうな答弁のキャッチボールがうまくいかないだろうと思ってお出まし願った方がおられるのですけれども、収入役は、経済担当というか、経済とかいろいろなこともやられていますし、もちろん民間経験もおありなので、特に出番であります。

事前に福祉部の方から事業の財源内訳、要するに、これは資金調達の関係ですね。資金調達の表がお手元に行っていると思いますけれども、この事業計画で、事業資金、発注金額が実際に下がるということはよくある話ですから、それが下がったら補助金を減らしても事業は何ともないでしょう。

収入役

少し余談になるのですが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

よく官と民という言い方をいたします。その中で、幾つか、いろいろな考え方の違いというものがあると思うのですが、官というのは、比較的借金を恐れないというのが官の考え方として多少あるのかなというふうに思います。もう一つ、民というのは、借金、借入金を抑える、少なくするというのが民の考え方だろうというふうに思います。

財政再建の問題は別にいたしまして、今、パブル崩壊後、民間がいろいろと破たんをしております。この破たんをしている大きな原因は、やはり、借入金が多いということで破たんしているケースが極めて多いだろうというふうに思います。

それで、斉藤(裕)委員のお話でありますけれども、今、市が直接整備をするということになれば、10億ぐらいの負担があるということが一つ言えると思います。これが、やすらぎ荘というか、民間がやることによって、市の負担というものが1億5,500万円、こういうことだろうというふうに思います。市として見ると、この考え方は財政の健全化にマッチングしているのではないかとこのように一つ思います。

それから、ご質問の本質でありますけれども、さきほど申し上げましたように、民間は、借入金をできるだけ圧縮したい、いろいろな事業をやるときには借入金を少なくしたいというふうに動いてくるだろうというふうに思います。ですから、本件の場合で言うと、要するに民間は7億の借入金を計画しております、自己資金、それから国、道、市の補助という形でこの事業を計画しているわけでございますから、やはり、民間として見ると、この7億を何とかして少し減らしたいなというふうに考えていくのが筋だろうと思います。

現在の金利の状況から言うと、今、金利は極めて低い状況にありますから、7億ですから大きな負担だろうと思いますけれども、これは、金利が1%、2%上がっていったときにとてつもなく大きな負担になってくるだろうというふうに思いますので、将来を見越したときに、やはり、7億の借入れを少なくしようというふうに動いてくると思います。そこで、民間側から言うと、仮に自分の総体の事業費が少なくなった場合でも、やはり補助については従来どおりお願いしたい、そして、その分、借入れを少なくしたい、このように動いてくるだろうというふうに私は考えます。

以上です。

斉藤(裕)委員

最近、収入役は完全に官寄りになっていますね。それは、民間事業者としては、もらえる金が多い方がいいに決まっているのではないですか。今、いろいろご説明されたけれども、もらえる金はたくさんの方がいいに決まっているわけです。

収入役

僕は民に立って言っているわけです。

斉藤(裕)委員

そうか。ごめんなさい、前言撤回。

そうしたら、官に立って物を考えてください。官に立って物を考えたときに、財政はひっ迫している、何とか蛇

口を閉めようとしているわけですよ。そのときに、確かに、直接建設したときとの比較ということでは、小樽市にとっては9億何千万円のプラスになる、マイナスがなくなるのだからプラスですよ、効果がある、それはわかりますよ。

しかし、それは、のべつ幕なしに決まったものを差し上げるということではないと思うのです。必要なものを必要な分だけ、経緯、経過があったからこそこういう話になるのだから。それは最低限にしてもらい、こう考えるのが官の考え方ではないですか。

それともう一つ言うなら、これは、もともと福祉は措置ですね。措置で来ている事業である、そして継続もしているし、ある日突然、民間事業者という形に変わっていますけれども、やはり、その措置の体質をずっと引き継いでいるわけですから、個々の事業所として考えた場合に、既に顧客たる入居者は100人確保されているわけですよ。そして、建てるものの金額もわかるわけですよ。そうすると、経営的には、極めて精度の高い、安定したものを見据えた結果、7億円の借入れというものだと思うのです。つまり、これでじゅうぶんだという安全ラインを通過してこうなっているはずなのです。なのに、それ以上に追い銭して、例えば、工事金額が1億変わったら1億減りますよ。借入金をきっと減らすでしょう。けれども、キャッシュフローとしては借入金の分が減っていくわけですから、これは結果的に内部留保になるのではないですか。それは、差し上げたことと同じではないですか。運営費を補助していると同じではないですか。いかがですか。

収入役

これは、事業としては、行政としても絶対に続けてもらわなければいけないという問題が大きな前提として一つあるかと思えます。私は、実は、この事業の収支についてはちょっと承知しておらないものですから、勘弁していただきたいと思えます。そういう中で、この事業というのは、今後、ずっと継続的に続けていかなければいけないという問題が一つあるかと思えますので、仮に今、斉藤(裕)委員がおっしゃるように、それで多少の余裕ができたとしても、ずっと継続的に余裕ができるかどうかというのはなかなかわからない部分があるかと思えます。ですから、さきほど僕が申し上げましたように、金利の変動だってあるわけでございますから、そのときに、あるいはものすごく大きな負担になってくるかと思えます。そういう意味では、僕は、ある程度の自己資金を留保しておくということは大事なのかなというふうの一つは思えます、事業を進めるに当たってですね。

ただ、官の立場、行政の立場から言うと、実際には直接整備をしなければならないときには10億円ぐらい金がかかる事業を1億5,000万円ぐらいで進められるということであれば、僕は、それ自体が財政健全化の一つだろう、このように思っております。

斉藤(裕)委員

それだったら、1億5,500万円という金額の上限の設定が希薄ですよ、道並みというだけだから。道並みということだけでしょう。それは根拠薄弱ですよ。

それと、余剰金で補助したものは、建設費の性格ではないではないですか。運転、経営性の資金の中に入ってしまうではないですか。これは、同じ資金をお出しするにしても、資金の性格が変わるということは問題ではないですか。銀行の支店長さんのときに、建設費が運転資金に回ってもいいとお考えでしたか。

収入役

それは、金融機関の長としての立場から言うと、それは、絶対にそうした方がいいというふうに僕は思います。

それからもう一つは、例えの話ですけれども、15億ぐらいかかるものが10億とか5億とかというふうにとつとなく数字が大きく変動してくるのであれば、そのときは私の意見も違ってくるかと思えます。けれども、今、前提として言っているのは、例えば1割の減になったと、こういうような前提で私は話をしております。

また、基本的に、金融機関の立場ということでご質問があれば、私は、むしろその方がよろしい、このように答えます。

斉藤(裕)委員

最近、収入役は答弁がなかなか与党的なのですね。ああいえばこう言うで、煙に巻かれるのですが、少なくとも、10億ありきの話ですけれども、時期的な問題にしても、果たして今なのかという問題だってありますよ。なぜかということ、唐突に財産の譲与というのが出てきたからです。これは、議論の積重ねがあって、そしてもうそろそろということではなくて、唐突に厚生常任委員会のところへすぽんと出されてきて、そして、皆さんの答弁の中で、私との質疑の中で、実は財産を無償譲与するだけではなくて、その裏には1億5,000万円がついていた、こういう仕組みからなっているわけですよ。

それでは、行政の意思決定としても、皆さんの内部ではそういう話があったのかもしれないけれども、いつの時期にとか、どんな形で、デイサービスの新築のものをどうするかとか、建てたものを差し上げる、運営してもらう議論であるとか、それから、借金の残債を引き受けるなどという話だって、あのときの1回の議論しかなかったのです、厚生常任委員会の。だから、議論の積上げがあって、10億の経済効果があるからいいですよという経緯では必ずしもないわけです。最初に皆さんが言ったときには、民間の方が安いから、9億円ぐらいだ、10億円ぐらいだといって、事業の収支も私たちから求めてようやく出てきたものですよ。その辺はもうちょっと考えてもらわなければならない。

私が恐れるのは、値引きが起きて、補助金以上に値引きが起きたときは、これはやはり、市民意識として、何だと。社会福祉法人というのは、どっちかといったら官と見られていますから、社福が民だという位置づけをしている市民は少ないですよ。官だという考え方をする人の方が多いですよ。何だ、よろしくやっているのではないかと。それでは、小さな福祉関係のグループホームであるとか、そういうところだって、それでは、そこにはお金が行かないのかと、こういう話になるわけですよ。

市長にお尋ねしますけれども、市長は、例えば補助金相当額以上とか、そのぐらいの、15億6,000万ですか、その事業からいくら減額が起きようと定額を補助する、こういうお考えですか。

市長

この事業の経緯、経過は、唐突に議会の方にお話ししたということがあるのかもしれませんが、一つは、もう何年前から、ぜひやすらぎ荘を改築してほしいという要望は、相当以前からあったわけです。財政状況からいって非常に難しいということと、それから、もう一つは、今は待機者が相当にいるので、もう一つ緊急につくらなければならない、こういう事情があると。そんなお話をしていた中で、それでは、やすらぎ荘の方に幾らか自己資金もあるので、この施設を譲渡してくれるのであれば、みずから改築してもいいというお話です。ですから、我々としては、その話に飛びついたというか、ぜひやっていただければ、特養をもう一つ作りやすいといいますが、仮に、もし新しい特養をつくった場合に、逆に言えば、今度はやすらぎ荘の改築はいつになるかわからないという両方の面がありますね。そんなこともあって、ぜひやすらぎ荘を育成院の方へお願いしたという経過があります。

当然、やすらぎ荘の方としても、育成院としても、事業費がどれくらいかかって、特財がどのくらいあるかということは、当然、計算しますね。その中で借入金を起こす、そして幾らの借入れをしますということになったわけです。事業費が幾らになろうと、ということは余りにも極端な話ですから、入札によってどれぐらいの額になるかわかりませんが、基本的には、補助基本額があるわけです。その補助基本額というのは、これを見ますと5億ぐらいですか、約5億近いですね。その基本額に対しての補助ですから、総体事業費が1割下がっても補助基本額が大幅に下がるということにはならないだろうと思います。

ですから、私どもとしては、今の道の補助相当額を上限にして、今盛んにやっている財政健全化の中で財源がどう生み出されてくるかわかりませんが、今のところは、我々としてもその程度の努力をしたい。しかし、そのときの状況によっては出せなくなるかもしれません。場合によっては、入札の結果、相当に額が下がったという

ことであれば、それはそれでまた交渉して、ぜひ市の負担を減らしてくれという交渉はありうるというふうに思います。

斉藤(裕)委員

きたんのないご答弁をいただいたことはよかったと思うのですよ。というのは、かたくなに道の横並びのキャップを守るなんていうことであれば、基本的な財政の立直しということと大きくかい離してくるのではないかと。何だ、向こうでは決めたものを1回も見直さないで、ほかの事業ばかり見直したって、それはおかしいのではないかと、率直にこう思ってきました。

それで、今の市長のご答弁で、それは、上限はここだよと、けれども、柔軟に対応するし、そこで見合いの財源を見いだせなかったときには、事業者に対してもざっくばらんに相談する、こういうことの今の答弁でありましたので、それはぜひやっていただきたい、こう思います。

質問を変えます。

委員長

斉藤(裕)委員に申し上げます。21分を過ぎました。

斉藤(裕)委員

ごみ処理施設の機種選定にかかわる諸問題について

環境部に対して尋ねますけれども、答弁の中で、入札であるとか機種選定であるとか、そういうものに対しては透明性を確保しなさい、慎重にやってくれと、いろいろな提言を踏まえて質問しましたけれども、透明性かつ公平性の確保に努めるという答弁でありました。これは、具体的な手段は何を考えているか。

それと、技術検討委員会というのがこれからやられることになります。機種ですね。これは、コンサル決定のときもコンサル選定委員会というものがあつたのですが、その委員会の議事録が見当たらないのです。つまり、何を話し合われて、どんな検討をされたかということが全くわからない。これはもう終わってしまったことですが、今後、技術検討委員会をやるときには、公開ぐらいにまでしなければだめだと思います。それはどうか。

それから、まとめて聞きますけれども、3点目はランニングコストです。ランニングコストは私が一番恐れていることです。20年間ぐらいにわたって、管理しているメーカーの言いなりにお金を払い続けていかなければならない事態、これは絶対に避けなければだめだ。ほかの地域では、5億なんて安い方ですよ。施設規模が小さくても大きくても10億払っているところもありますし、これはまちまちです。この辺で、今、ランニングコストに対する考え方はどう思っているのか。分類があれば、お知らせ願いたいと思います。

まず、この3点をお願いします。

(環境)副参事

機種を選定に当たっては透明性、公平性を確保するという観点でございますけれども、委員の今のご質問の中でご指摘がありました技術検討委員会などを設置して、第三者の中で北後志のごみ質なり、いろいろな条件に合わせてどういった燃烧方式が適当なのか、そういったことをまず選んでいただくということを考えてございます。

ただ、そのときの議論の経過だとか、そういったことについては、その都度、情報公開といいますか、桃内町内会とか議会の方にそういった形で報告してまいりたい。こういう形で、一つの透明性なりを図っていきたいと考えております。

それからもう一つは、技術検討委員会の公開の方法でございますけれども、さまざまな方法があると思います。今の委員のご指摘のとおり、例えば、技術検討委員会の中で議論される内容を、だれとかは別にして議事録を公開するとか、そういったことも一つの公開の方法であるというふうに思いますので、具体的に技術検討委員会、仮称になるとは思いますけれども、そういったものを設ける場合については、その公開の在り方も含めて、設置に当たって検討されることになる、こういうふうに考えております。

(環境) 明井主幹

ランニングコストについての考え方でありませけれども、実際にプラントメーカーを決定する際は、施設の建設費だけではなく、維持管理、当然、焼却炉ということになると、18年ですか、15年という長期にわたる維持管理も含めて、トータルのコストを出してもらいたい、そういう形になるかと思います。

当然、ランニングコストに関しては、広域連合の方では各メーカーのデータなどが届いているものと思っておりますけれども、従来のいわゆるストーカー炉とか、流動床に関しては実績が積み重なっておりますので、ランニングコストというのはすぐに、はじき出せます。けれども、新しい次世代型と言われるガス化溶融炉であれば、実炉として動いているメーカーというのは少ないということで、メーカーからもらったデータも、自治省とか、そういった形のデータで、なかなか実用に耐えうるデータにはなっていないのかなというふうに考えております。

施設稼働をする自治体というものも増えてきておりますので、ガス化溶融炉になるか焼却炉になるかは、今後の実施計画の中で決まってくると思いますが、そういった中で、ランニングコストの正確な押さえをして、機種、メーカーの決定に向かっていきたいと思っております。

斉藤(裕)委員

今日は助役にお越しいただくのをお忘れなのですが、元の開発庁に行った件です。その答弁の再質問に対する資料ということで本会議場で示されました。開発庁の事業、今は国土交通省ですが、国土交通省から何らの連絡もなかったことと、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会が改めて確認しなかった、だから、このケーススタディーの対象にならなかった、こう判断したというわけですね。現状はどうですか。今、北後志は対象になっていないのですか、それとも、もう既にどこかが採択されてしまっているのですか。

環境部長

国の方の調査の関係については、今現在、私どもの方はどういう進め方をしているのかは承知しておりません。したがって、平成12年のときに聞いた段階で、そのときはたしか12、13、14の事業だと聞いておりますので、今現在、もう既に行っているのかどうかということは確認しておりませんので、どういう状況になっているかは承知しておりません。

斉藤(裕)委員

相談しているときに教えたでしょう。

今は、このケーススタディー、循環型社会うんぬんという国土交通省の事業ですね、近々、モデル地域を設定すると言っているわけですよ。お願いをします。ですから、皆さんのこれまでの、私が質問する前の認識、つまり、どこかに決まってしまうと終わってしまったのだと、これは全くの認識違いなのです。これは、私は国土交通省の担当者の方と直接お話しして、今、近々にこれを立ち上げて候補地を設定していかなければならないと。皆さんの認識と全然違う、これが一つ問題だと思う。

なぜかという、首をひねるけれども、小樽開建に問い合わせたがわからなかった、そして、わざわざ国まで出向いて行った。出向いて、具体的なものは、財団法人廃棄物研究所というところに行きなさい、ここまで指示があった。それにもかかわらず、財団法人にも行ってないわけでしょう。研究所にも行かない。宙ぶらりんなわけです。そして、1回行っただけでそのままにしておいて、それでは何のための調査だったのかということ指摘せざるをえないです。

向こうの担当者の方、責任者の方は、向こうというのは、国土交通省の回答としては、まさしく、モデル地区指定というのは今が旬ですと言っていました。近々にやらなければならないことなのだ、こういうことです。

ですから、私は、こういう取組が本当に意味があるのだったら、これは、途中でやめたとも書いていないので、皆さんの資料の中では、これこれこういう理由で意味がないからやめたとも書いていない。これはどういう経緯なのか、非常に疑問です。

そこで、一つ尋ねますけれども、廃棄物循環型社会基盤施設整備推進事業の調査、これは国がやる調査です。ここには委員と事務局とコンサルとがあります。コンサルが2社載っています。どこどこですか。

(環境)副参事

廃棄物循環型社会基盤施設整備事業推進調査委員会の委員会名簿というものがございまして、委員と北海道開発庁、事務局、コンサルタント、こういう例がございましてけれども、コンサルタントは国際興業株式会社という形で記載をされております。

斉藤(裕)委員

もう1社、コンサルタントが載っていますね。委員の中にです。

(環境)副参事

コンサルタントといいますが、財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境工学部次長の藤吉さんという方が載っております。

斉藤(裕)委員

この財団法人日本環境衛生センターというのは、全都清によって優良だと決められた環境衛生センターと同じですか。

(環境)副参事

同じでございます。

斉藤(裕)委員

コンサルについて国土交通省に尋ねました。こういう尋ね方です。国土交通省が発注したコンサル業務の内容を、小樽市が、全都清ですけれども、推進協議会が全都清が発注したプロポーザルの席上で内容を話すというのはどう受け止めますかと聞きました。そうしましたら、国土交通省の担当の方は驚かれていました。これはあたりまえの話なのですけれどもね。発注者が知らないところで、ましてや、プロポーザルに参加したヒアリングというのは営業活動そのものだとおっしゃるわけです。みずからの営業活動の場面で、国の話を、「あめ玉」という表現を使っていましたけれども、まるであめ玉をつかませるような形でヒアリングに臨むというのはよろしくない、こうおっしゃっていました。

皆さんは、情報を聞いたただけだからいいのだ、何も問題ないのだと言っています。この辺の認識は今でも変わりませんか。

環境部長

委員が国土交通省の方に連絡をとられてお話をしたときは、内容を説明してというお話で聞かれたのだらうと、今、そういうふうにおっしゃったのですけれども、当時の段階では、内容の説明を受けたのではなくて、そういう調査の候補に北後志が挙がっているということだけを聞いているわけです。これは、前回の本会議の中でもお答えしました。ですから、内容がわからないから開発庁に聞きに行ったわけです。ですから、我々は、そういう候補に北後志が挙がっているということで受けていますので、それが守秘義務等々に違反するということになるかどうか、それも含めて、もし開発庁が、北海道ですか、北海道局がそういうふうに言っているのであれば、我々も北海道局にそこら辺の状況を確認したいと思います。

私は、今言ったように、特に名前を聞いたただけですから、候補に挙がっているということを知ったただけですから、特に守秘義務違反にならないのではないかと今は思っております。

斉藤(裕)委員

守秘義務違反という言葉は僕は使っていません、よろしくない。そして、私は、皆さんからもらったペーパーの、それは言葉のやりとり、行違いがあつたらかみ合わない話になってしまいますから、皆さんからもらったペーパーの環境部長答弁の3というところを忠実に読んで伝えました。そうしたら、「えっ」と言っていましたね。そ

それは当然なのですよ。だって、受託している事業を勝手に営業の途中で言ったらだめですよ、それは。だれが考えてもそのとおりですよ。これは、国際興業というコンサルに問いただしてみますともおっしゃっていました。もし本当にそんなことがあるのだったら、問いただしてみますと。けれども、小樽市さんの議会答弁の中で出てきたのだから、そうなのでしょうねとおっしゃっていました。

この件は、今後、物事を整理してもらわなかったら、このことをさかのぼってどうしろ、こうしろではなくて、今後も、それこそ機種選定だとか、新たなコンサル契約などでは、これと同じようなことが山ほど出てくるわけだから、これは厳しく対応していただきたいと思います。

質問を変えます。

教員の夏休み等における自宅研修と地域の先生制度の取組について

まとめて聞きます。

教育長に尋ねますけれども、一つは、夏休み、冬休みの自宅研修がありますね。自宅研修の内容、つまり、計画書と報告書、これは情報公開の範囲に入るかどうか、見解を尋ねます。

それと、堺市で取り組んでいますけれども、総合的な学習の時間を利用した地域の先生制度です。つまり、専門職であるとか、技能、技術を持った一般の方たちに、ボランティア保険に近いようなものなのでしょうけれども、保険料と交通費だけをお支払いして学校に来ていただくと、こういう制度を全校で取り組んでいるわけです。これを学校アシストネットワークと言うらしいのですけれども、こういうことを取り組むお考えはあるかどうか。

この2点です。

教育長

最初に、夏休み、冬休みの自宅研修の計画と研修結果について情報公開するかということですが、代表質問の答弁の中で、道教委の通知は、校長が教員の研修経過、研修内容を知っていれば報告の義務はない、報告がなくてもよしいという道教委の通知がございまして、一般的に、研修の内容と研修場所を記録にとどめるだけで、研修結果の報告はしていないという状況です。これは、全道的に同じ形があるということです。

ただ、道教委はそれでよしと思っておりませんで、今回の学習指導要領の改訂や、今回の少人数指導における会計検査院の指導などを含めて、研修についてきちんと結果を報告させたいと。また、私どももそういう指導をするというふうにしております。

次に、総合的な学習における地域の先生の問題ですけれども、昨年まで、総合的な学習は試行の段階でした。そこで、例えば、市内の小学校では、新聞記者の方に来ていただいて、いろいろな情報についてのお話をさせていただいたり、職人の会の方に来ていただいて、例えば、染め物の話とか、あるいはてん刻の話とか、そういうお話を聞いた例もあります。私は、総合的な学習というのは、どこかに出かけていってとか、学校にお招きしてということが大事になると思いますので、学校の教育計画の中でそういうことを点検いたしまして進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

斉藤(裕)委員

研修の報告のことですけれども、私は、今回、加配の問題で他府県の方たちとお話をする機会を得ました。たくさん得ました。そのときに、他府県はそんなことになっていないわけですよ。もう完全に情報公開の情報の中に入っているし、ひどいときには現場を見せるまで言われるわけです。これは、北海道の特徴的なもので、全国が正しいと私は思っているのです。

ですから、道教委もこれでいいとは思っていませんよなどというご答弁でしたけれども、小樽市単独で教育長が号令をかけるのは難しいのかもしれませんが、これは取り組んでいただかなければ困ります。これに対して、再度、答弁を求めます。

それと、学校の地域の先生の関係ですけれども、やられていますということですね。やられていますけれども、

例えば、職人の会の皆さんとか、新聞記者の方とか、こういう方たちをお招きしたらいかがですかと言っているだけであって、それをやるのはあくまでも学校ですね。学校現場の判断ですね。

これも、私は、北海道は非常に特徴的だなと思ったのは、他の府県、この間の質問で、偶然にも塩竈の例が二つも出ていました。全市で取り組むという教育の姿勢なのです。大阪府の堺でもそうですが、全市で取り組むと。だから、やってもいいし、やらなくてもいいよと、こういう状態ではないのです。私は、自分が生まれ育ったのは北海道ですから、北海道にずっといて、北海道の教育は普通だと思っていた。ところが、外の情報を聞いたら、いかに特徴的な、個性的なことなのだなと、こう思うのです。

ですから、学校の地域の先生のことだって、もし教育的な効果、意義があるのであれば、全市で取り組むという姿勢、小樽市教育委員会、教育長として、もう少し積極的にというか、ご自分の教育方針を学校現場まできちんと伝えるという行為が必要だと思うのです。それが、今まではできなかったのです。それは、いろいろな書き物や何かで約束事があったのでできなかったのかもしれないけれども、それが解消されるのであれば、もう独自の路線をきちんと出された方がいいと思います。

どうですか。

教育長

ご指摘のとおりだと思います。

前半のいわゆる研修の計画、報告については、既に校長会議でお話しして、そういうふうに取り組むように指示をしております。

それから、総合的な学習の時間は、教育研究所の仕組みを変えまして、総合的な学習の分科会をつくりました。これは、さきほどお話しした新聞記者の方とか、職人の会の方とか、あるいは博物館の学芸員の方とかというのは、既に実施された結果であります。それは試行の段階の実施で、今回の4月からは完全実施になっておりますので、私としても、それはきちんと実施すべきである、そういう指導を更に深めてまいりたい、そう思っております。

斉藤(裕)委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

それでは、続いて、公明党に移ります。

秋山委員

行財政に関する市民への告知について

このたびの代表質問で、行財政に関して、公明党としての財政健全化のための提言という形でさせていただきまして、答弁もいただいておりますので、今回、市民への告知ということだけで、1点、お尋ねをしたいと思います。

今、地方行政に求められているのは、官と民の役割分担に基づく行政コストの再検討と、住民の理解を得る素地としてのコミュニティ復活であるということをよく耳にしますけれども、この件に関してどのように思われますでしょうか。

(財政) 財政課長

健全化の観点から、まず、官と民とのコストの削減が一つあると思います。

今回、これは従来から行革の中でも取り組んできたところでございますし、何でも委託で出せるものは出せばいいのかというと、そうではないところもありますけれども、当然、業務の種類によつての委託、それによつてサー

ピスの向上が図られるということも一つありますし、経費の節減になる。そういう中では、行革の中でも当然取り組んできましたが、今回、緊急対策会議の中で、各部に事務事業の見直しの観点ということでお示ししていますけれども、その中でも、費用対効果、サービス等の観点も踏まえて、民間に委託できるものはないかという観点を示してございますので、そういう流れの中で見直し作業を行いたいというふうに考えております。

もう一つ、市民へのお知らせと申しますか、その趣旨と申しますか、今回の健全化の中で、代表質問の答弁でも若干触れた面もありますけれども、やはり、重要な観点というのは、まず職員が全体で取り組む意識の問題が一つございます。当然、全体の作業をやっていく中で、歳入に見合った事務事業ということがありますので、当然、市民の皆様の理解と協力と。単にお知らせしているという意図的なものではなくて、意見を聞きながら、実際の事務事業の具体が出てきましたら、そのケースケースで市民の方の意見を聞きながら取り組んでいかなければ、全体の健全化というのは非常に難しいというふうに思っております。

秋山委員

今の答弁をお聞きしていると、最後の部分で、市民に対しては理解をしていただくという程度ととらえてよろしいのでしょうか。

(財政) 財政課長

私どもも、今、取組に入っただけでございます。ほかの自治体も同じような財政状況のところが大半だと思えますけれども、その中では、実際の具体的な見直しの項目が決まってきた段階で、地域への説明会を行っているという事例も聞いてございます。

今回の見直しが全体としてどういうものになるかというのは、今、各部に見直しをお願いしておりますので、それを、一回、7月に中間のヒアリングということで考えております。その中で、全体的に、どういうふうな事務事業の見直しを行えば40億、50億という膨大な収支不足を解消していけるのか、そういう姿が見えてくるというふうに考えます。その内容によりましては、単に広報でお知らせすればいいというふうには考えてございませんので、具体が出てきた段階で、例えば、市民の皆さんの意見を積極的に聞くだとか、案件ごとに説明会に入るだとかということも出てくるのかなというふうに考えております。

秋山委員

恐れ入りますが、このたび広報に公表された趣旨というのはどこにあるのでしょうか。

(財政) 財政課長

今回の趣旨と申しますか、まだ具体的な事務事業の見直しの中身が出てきておりませんが、やはり、収支の見直しを行いましたところ、これだけ財政の収支不足というのが見込まれるという中で、緊急対策会議を立ち上げて取り組んでおりますので、現時点でお知らせできるのは、現状、今の小樽市の財政の状況というものは、やはり、第1段階としてはお知らせしたいというところがございました。今は具体的な取組等を行っておりませんが、市民からの反響も予想していたよりは非常に少ないということでございますけれども、やはり、第1段階としては必要だだろうというふうに考えてございます。

秋山委員

このたびの広報おたるのお知らせ版で、市の財政ひっ迫というのが市民にどの程度伝わったか。世帯の割合でどの程度とお答えいただければありがたいと思います。

財政部長

今回、財政課長からご答弁申し上げましたとおり、市の財政というものを見直した結果、相当な財源不足が生じることが判明しましたので、そういう中でも、議会にも報告をさせていただきましたし、また今後、一般市民の方々が市の台所がこういうふうになっているのだということをよく知っていただきたいために、まずは報告させていただいたというか、そういう状況をお知らせしたという内容のものでございます。

私たちは、いろいろな市の政策だとか、年度ごとのいろいろな行事とか、そういう金の関係については、広報でお知らせすることが大きな手段の一つとしておりますので、そういうことから、市民の方々も広報については、相当ご覧になっているだろうというふうに考えております。私たちとしては、8割、9割ぐらいの方はご覧になっているのではないかとこのように思っております。

秋山委員

本当に、新聞をとっている方、あとは希望される方には届きますが、なかなか皆さん、お忙しいと見えて、直接自分の身に降りかからない限り、ぴんとこないのが実態かなと思うのです。よく、私方も、広報おたるを活用して勉強会みたいなことをやるときがあるのですが、こっちで用意していかないと、そんなものがあつたつてという方も多いという状況です。

また、よく耳に入らる中で、町内会の会長さんと市長さんとの懇談会の中で、本当に金が足りない足りない、口を開いたらそれしか言わない、なぜという部分がなかなか浸透されていないのではないかとおぼやかります。

そこで、昨日も出ていたかと思いますが、今後、どんな形でこれを市民の皆様の中に、本当に小樽市の財政は大変なのだ、そのまま放っておいたら我が身にも降りかかりかねない状況ということをしかり理解させる必要があるかと思っておりますけれども、今後の取組というか、どういう形でお知らせしていくのか、お願いしたいと思っております。

財政部長

代表質問で答弁を申し上げました内容の中で、これは、市の内部でも、例えば、我々は緊急対策会議を設置して、それに参加している職員とか、それを基に各部で幹部会議とかいろいろやっている中での浸透は、だいぶ進んできているのですが、それぞれ職員一人一人が、市の財政というのはこういう状況にあるのだということを、まず知ってもらおうということで庁内では今盛んに動いております。それによって認識を深めて対策を立てていかなければならないということを考えております。

そういう中で、今の状況について、広報おたるのお知らせ版でもご案内したのですが、何回も申し上げましたとおり、まだ今の段階では具体的な対策については中に掲載しておりません。これから、全庁的に対策をまとめまして、どういう対応が出てくるのかということがまとまった時点で、またご案内をし、いろいろなご意見を聞く機会もつくってまいりたいと思っておりますので、その辺で明らかにしていきたいと思っております。また、市民に協力をいただく面も出てきたら、その折に、いろいろな話合いの場などのご案内をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、今後の対応としてじゅうぶんにしていきたいというふうに思っております。

秋山委員

このたびの広報おたるの緊急対策会議の今後の取組状況、これなどを見ると、4番目に、受益の度合いとか負担の公平性、妥当性の観点からうんぬんという部分を見てきたときに、やはり、固まってからというよりも、今時点で、このくらい大変なのです、だから現状として小樽市はこのような取組をしておりますという部分を、事前にもう少し親切に教えてあげる必要があるのかなど。決まってしまってから、知らなかったとか、勝手に決めたというような形がとられるのであれば、ちょっと厳しいかなと思うのです。

こういう大変な問題だからこそ、何のために行わなければならないのだという視点をきちんと明確にしていかなければならないのではないかとこのように思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

財政部長

今回の広報のお知らせ版の中では、確かに紙面の限界もありましたので、現在の状況についてお知らせをすることにとどまってしまったわけですが、今後、いろいろな対策とか見直しの状況関係については、まず、我々が緊急対策会議の中で原案をつくり、その原案をたたき台にいたしまして、いろいろなご意見を聞いていく場ということにしていこうと思っております。そういう面では、市の内部だけでつくのではなくて、いろいろな市民や関係者の方々のご意見も当然聞き、また、議会にも報告していきながら、皆様のご理解を賜り、具体的に進めてい

うというふうに思っておりますので、今後、段階的にお願いをしていくことになると思います。

秋山委員

中身が、こういう形で皆さんにもご協力を賜りますということが固まった時点でということなのでしょうか。

財政部長

今私が申し上げましたとおり、本当にたたき台ということですので、そういう案をお示ししまして、それによって、また違った考え方とか、いろいろなことが出てきましようし、そういうお考えもお聞きしながら進めていくということですので、市が一方的に進めるということにはなりません。

秋山委員

固まった時点で市民に示していくときには、広報でお知らせしたり、町内会にいろいろな案内という形で案内文を回すとか、いろいろな方法があるかと思いますが、特定の方だけに負担のかかることのないような形が大事なかなと思います。今であれば、町内会に下ろしていく、そして町内会員に会館に集まってもらって説明をしていくと。今までは、介護保険に関しても、ごみの問題に関しても、こういう形が多かったのですけれども、やはり、今後こういう形で示していくというやり方で行っていくのでしょうか。

財政部長

今、具体的に、市民の方たちに参加していただく懇話会とか懇談会だとか、そういうような委員会形式のものをつくる予定はしておりません。まず、たたき台をつくりまして、そういう意見を投げかけていく場所というのは、我々は、いろいろな関係団体・機関とも連携があります。例を挙げれば、市長と町会長との語る会というか、そういう定例会議などもあります。そういう面で、各部が関係している団体はいろいろとありますので、できる限りそういう場での意見を求めていくと。そういう方法もとりながら、できるだけ市民の意見を取り入れるような努力をしていきたいというふうに思っております。

秋山委員

ということは、今現在は、市の財政がこういうふうに変なのだということをおわかっていただくという段階にとどまっているということですね。そんなのにのんびりしていいのかなという思いでいたのですが、いかがですか。

財政部長

状況をわかっていただくということは、先月15日の広報にお出しました。それ以後、私たちは今、内部的に各部にいろいろ協力指示をいたしまして、その案を一つ一つの事業ごとに検討するという作業を今進めておりまして、今、たたき台をつくっている最中でございます。

秋山委員

わかりました。

今後、それが固まって、市民の負担というか、市民にいろいろな部分でお願いする場合は、その前に、何のためという部分の徹底をきちっとしていただきたいと思います。

以上です。

斉藤（陽）委員

伝統的手作り工芸の振興策について

伝統的手作り工芸の振興策に関連して、二、三、お伺いしたいと思います。

まず、美術館の件ですが、たしか市立小樽美術館に工芸関係の常設展示というのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

（社教）美術館副館長

ただいまのご質問でございますけれども、工芸の常設展示はございません。

斉藤(陽)委員

ないのですけれども、展示していないとしても、収蔵作品としては工芸の作品もあると思うので、そういう調査研究等も行われているのではないかと思いますけれども、収蔵点数とその主なものの内訳をお知らせください。

(社教)美術館副館長

美術館では、美術品を総体で1,770点収蔵しておりまして、うち、工芸の分野では、陶磁器が24点、染織が3点、合わせて27点を収蔵しております。

ただし、ガラス工芸品は収蔵しておりません。

斉藤(陽)委員

ガラスはないということなのですが、そういう工芸作品の履歴とか評価とか修復、その他、保存の処理とか、そういった部分はどの程度進められているのですか。

(社教)美術館副館長

私どもは、収集をした際に、その時点でいろいろ調査等をいたします。その後の修復等につきましては、台帳を作成しておりまして、その中に記入いたしまして、保管、収蔵しております。

斉藤(陽)委員

小樽は、観光の面としてはガラスのまちと言われるようなこともあるのですが、ガラス工芸の展示を期待して市立小樽美術館を訪れるという方もけっこういるのではないかという気がするのです。ガラスだけではなくて、常設で工芸分野の展示を検討されるというお考えはございませんか。

(社教)美術館副館長

ガラス製品は大変繊細で取扱いが大変難しいと思いますし、それから、収蔵スペース、展示ケース等を私どもでは扱ってございません。現状では、ガラス工芸のような立体的な作品につきましては、収蔵等は大変難しいと考えております。

ただ、ご質問の展覧会等の開催につきましては、学芸員の調査研究等も当然要しますし、相当な準備期間、それから相当な事業費等がかかりますが、将来的にはできないことではないと考えております。

斉藤(陽)委員

関連しまして、市民部の方にお伺いしたいのですけれども、比較的最近まで、小樽の市民会館のロビーの奥の方に陳列ケースがありまして、そのケースの中にガラス工芸の作品が陳列されていたと思いますが、この作者、作品名、点数などをお知らせいただきたい。

それから、どのような経緯で陳列をされるようになったのか。また、物品管理上の取扱い、分類といいますか、それはどういうふうになっていたのか。

また、最近、撤去されたようなのですけれども、撤去された経緯についてお知らせいただきたいと思います。

(市民)市民会館長

市民会館でのガラス工芸などの展示ですけれども、今日、職員からその辺の経過を聞きました。うちが主催ではなく、ある意味では、展示しようという形で、聞き及んでいるところによりますと、平成6年から7年ごろに展示していたということです。それは、以前に国際ガラスフェスティバルといった事業がありまして、いつか、それが終わりました博物館に収蔵された経過のようです。その後は、博物館から市民会館の方に展示してほしいという形で、うちは展示場としての場所の提供ということで、展示品一つ一つの作者名だとか、展示の数だとか、そういったものは把握しておりません。これは、ほかの部署からの部分だと思っておりますが、展示するという形でそういった事実があったということを聞いております。

それから、ここ何年前までと言いますけれども、展示はもう六、七年前に終了しておりまして、一部分、台だ

とか展示したものを市民会館でお預かりしていた。それを、ピブレといいますか、そちらの方に展示するという形で、それを最近移動したということは承知しておりますけれども、詳しい内容については把握しておりません。

斉藤(陽)委員

市有財産といいますか、物品の区分はどうなっていますか。

社会教育部長

ガラス工芸作品については、私が聞いているのは、今は7年と言いましたが、たしか平成7年から9年だと思えますけれども、小樽国際ガラスフェスティバルがございました。これは、実行委員会が主催をしております、その後、出品した作品の保管につきましては、実行委員会の方で保管しているというふうに私は伺っております。その辺は私も詳しいことはよくわかりませんので、またじゅうぶんに調査をしたい、このように思っております。

斉藤(陽)委員

この件に関しては、市民会館に展示されているということ自体は、市民に対して公共の場での鑑賞に供するという意味では、間違っていないと思うのですよ。ただ、平成2、3、4という3年度にわたって3回行われた小樽国際ガラスフェスティバルは、小樽市としても非常に大事なものだだったと思うのですね。その遺産といいますか、財産なのですから、それがどういうふうになっていたのかなという部分なのです。

このことに関しては、企画部の方が企画調整役としまして重要な役割を果たされたのではないかと。文化・芸術、あるいは観光、また地場産業振興と、いろいろな意味で企画部として活動、活躍された非常にいい例だったのではないかと思います。

この点について、たしかガラスフェスティバルのときに、外国から作家の方がいらっしやいまして、招待作家の方が公開制作をされた。その当時といいますか、今現在もそうですけれども、世界を代表するようなガラス工芸作家が、めったに来ないような人が小樽市に来て、小樽の工房で作品を制作したということで、そのものではないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

企画部長

当時、私は事務局で担当していた関係もございまして、今の動き、その後、社会教育に事務局を移したと伺っていましたので、私も詳しいことはわからないこともありますけれども、1991年に第1回をやりまして、3年ほど国際ガラス工芸フェスティバルを開催しました。これは、実行委員会形式でして、工芸作家、あるいは市内の作家を含めて形成いたしました。一部、市の補助と道関連の補助を受けながら実施してきた経緯がございます。そういう中で、海外からも作家をお呼びしまして、実際に工房で作品をつくっていただいております。実行委員会の財産という形でございまして、それらについて、できる限りその後も展示したいという考えがございましたので、当時、博物館なり美術館なり、いろいろなところにお話を申し上げた経緯がございます。

ただ、展示場所が非常にないということで、実はそのまま保管するという状況になったわけですが、できるだけ展示していきたいという部分もありまして、何年か、ちょっと記憶は定かではございませんけれども、どうしてもと展示できる場所を十数か所探した中で、市民会館が受入れをできるという話もございまして、実行委員会の経費でショーケースをつくって展示した経緯がございます。

ただ、市民会館も、1階部分では難しいというお話がございまして、2階部分に展示した経緯がございます。したがって、2階部分はお客さんに触れる機会が非常に少ないというようなこともございまして、置き場所の問題もあったものですから、展示できる部分だけをそこで展示してきた経緯があります。

その後、今年に入ってからだと思いますが、当時の実行委員会のメンバーの方から、あそこだとなかなか目に触れづらいというようなこともございまして、ピブレの中をお借りして展示できないかというお話がございました。今現在、その作品については、社会教育課の方で、一応、作家と点数を確認してございまして、その中から何点か

を貸し出しして、今、ビブレで展示しているというふうに承知をしてございます。

詳しい話は、私も直接の担当ではないのでわかりませんが、そういうような経緯がございます。今は、博物館を中心に保管し、その一部を貸し出しして展示しているという状況でございます。

斉藤(陽)委員

さきほどお伺いしたことにまだ2点お答えいただいております。一つは、物品の区分が何に当たるかという部分と、それから、3回のフェスティバルが終了後、その事務がどの部局に引き継がれたのか、どこの所管に引き継がれたかということについて、まだお答えいただいております。

企画部長

3回は国際ガラス工芸フェスティバルという名前でしたが、その後、グラスフェアという形で名前を変えております。グラスフェアで何回やったか、4回はやったようです。4回までは企画が担当して、その後、教育委員会に事務局を移すというような形の中で、それから以後は継続はされていないというふうに承知しております。

社会教育部長

後でよく調査いたしますけれども、私が聞いているのは、展示された作品につきましては実行委員会の所有になっている、このように聞いてございます。その辺は、もう一度、調査・確認をしてみたいと思っております。

斉藤(陽)委員

実行委員会の所有ですか。

社会教育部長

私はそのように聞いておりますけれども、もう一度、調査・確認をさせていただきたいと思えます。

斉藤(陽)委員

実行委員会の所有といいますが、実行委員会は今はあるのですか。

(学教)学務課長

学務課長と関係ないのですが、当時、社会教育課にありましたので、当時の経過だけをお話ししたいと思います。

今、企画部長からありましたとおり、平成2年から始まりまして、3回は国際ガラスフェスティバルということで行いました。ですから、今ある実行委員会が所有しているものについては、当時の外国の作家のものがほとんどだろうというふうに思っています。

その後、平成5年からだったと思いますが、5、6、7、8と4回、グラスフェアということで、市内の作家の作品を中心とした展示を続けてまいりました。この後、性格がそういうふうになったものですから、所管を企画から社会教育の方に移すという時期と、実行委員会というよりも、実行委員会の中にある幹事会が中心になってこれをしてきたわけなのです。その幹事会の中心メンバーというのは市内の作家の方々だったわけです。そして、市内の作家の方々も、あの時期は10日間ぐらいやっていたと思いますが、その当時、労力的にも負担があるということで見直しを進めましょうと。受けた品物売るというのではなくて、自分たちの作品を出展するやり方というものを、今後、どういう形でやっていくかということで見直しをしましょうと。当時、事務局は私どもでしたので、市内の作家の方々で構成している幹事の皆さんとお話ししまして、その4回の中で今まで出展をしていただいた方、それぞれ工房に所属している方ですけれども、その後はどういうふうに運営したらいいのだろうかということで、アンケート調査をいたしました。そのアンケート調査の結果は、ちょっと年数がたっているものですから、詳しいというか、きちっとした分析ではないと思うのですが、全体的には、今のような形で進めていくには、一生懸命やってくれている幹事会のメンバーの負担が多すぎる、そして、今後どういう在り方が可能なのかということ、工房の人方を中心にして協議していきましょう、議論していきましょうということになったわけです。

ただ、工房の方は、当然、皆さんは仕事を持たれている方ですし、割と若手の方が多かったという印象が当時はあるのですけれども、けっこう小樽から離れる方、また新しく来る方というようなこともあって、全体的には、停滞という言葉が適当かどうか分かりませんが、なかなか次の手が打てない、どういう形の手の打ち方がいいのかがわからないまま日を重ねてきた、そんなような状況ではないかというふうに認識しております。

斉藤(陽)委員

今、るご説明をいただいたのですが、結局、所有はどこなのだという部分は、今も実行委員会が引き継がれていて、今もあるのだという趣旨でおっしゃっているのですか。

(学教)学務課長

当時の認識では、正直に言いまして、実働部隊としての幹事会なのです。文字どおり、動くのは幹事会なのです。そして、実行委員会はもちろんあるのですけれども、幹事会の中で今後の方向というものをどういうふうにしていこうかという一定の方向が出ないと、次の実行委員会の方に諮れないということもあって、現状になっているのではないかと。その意味では、今も実行委員会は解散していないという認識でよろしいかと思います。

斉藤(陽)委員

そうしますと、市民会館に、一番古いのは13年間ですが、私は展示とは言いたくないのですが、陳列といいますか、保管をされていた作品というのは、小樽市の公物というか、そういうものではないと。実行委員会のものであって、ただ市民会館に置いているのだというような認識なのですか。

社会教育部長

またいろいろ違ったことを言うと混乱いたしますので、よく調査をいたしまして報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

斉藤(陽)委員

詳しい事実関係をきっちり調べていただきたいと思います。

なぜ私がこんなことを言うかといいますと、いわゆる文化・芸術といいますか、芸術振興ということと、地域の地場産業の振興とか、いろいろな部分で行政と実際に携わっている方との交流があると思うのですが、そういったものをもっと大事にしていかなければならないのではないかと。そういう意味合いで、まず一つ、例として伺いをさせていただきました。

市展について

次に、市展の方の関係で伺いたいのですけれども、市展の審査方法について、今現在、どのような方式がとられているのかという部分は、いかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

現在の市展の審査方式でございますけれども、工芸品以外の審査方式につきましては、まず全員の審査で入選作を決めます。入選作を更に2次審査いたしまして、全員で受賞作というものを決めるという形で聞いております。

また、工芸品の審査方法につきましては、工芸市展委員という方が7名おりまして、この方たちがまず入選作を決める。次に、2次審査といたしまして、市展の方全員で受賞作を決めるというふうに聞いております。

斉藤(陽)委員

工芸の方まで言っていたのですが、工芸については2段階の審査になっているということです。この市展において、特に工芸分野というのは、展覧会での審査についても非常に専門分化されていまして、審査方法というか、審査員自体も非常に難しい分野だと思うのですけれども、市展における工芸の審査体制について、今後、改善をしなければならないような事項というか、考えなければならないというような点はありませんか。

(社教)社会教育課長

私どもは事務局をしておりますけれども、審査の中身につきましては、市展委員会の中で実施をしておりますの

で、市展委員会の方で決めるのが妥当かなというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

今、ガラス工芸ということについていろいろ伺ったのですが、各工房は、実際にご答弁でガラス工芸は9社9工房ということでありまして。木工、金工その他の工房も9社9工房ということだったのですが、教育委員会、特に社会教育だと思っておりますけれども、あるいは企画部なり市民部なり経済部なり、また、美術館とか博物館が、工房と日常的にいろいろな意見交換をするだとか、情報交換を行うだとか、そういう場というのは、今現在、持たれているのでしょうか。ガラス工芸に限らず、ほかの分野でもいいのですが、いかがですか。

社会教育部長

特に、市内のガラス工房と社会教育部関係で交流するといいますが、そういったものは、現在までは特に行われていないというふうに聞いてございます。

ただ、工芸作品につきましても、伝統的工芸といいますが、地場産業の方にウエートを置いていくのか、あるいは、美術工芸の方にウエートがあるのか、いろいろあると思っておりますけれども、今後また、関係する部局とも協議いたしまして、今おっしゃいましたように、工房とのつながりといいますが、交流といいますが、そういったことにつきましても検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

斉藤(陽)委員

さきほど伺った国際ガラスフェスティバルのようなものがあれば、実際に行政と工房等にいろいろな交流が生まれる、ガラスだけに限定しなくても活性化を図れるのではないかと思うのですが、小樽伝統工芸フェスティバルとかというような形で、展示と即売と。特に工芸品の場合は、販売ということもけっこう重要な要素になると思うので、いわゆる展示と販売を兼ね合わせたような企画といいますが、フェスティバルのようなものを立ち上げるといことは、文化・芸術の振興という部分と地場産業の活性化ということで、両方、2度おいしいといいますが、そういう中身のある内容になるのではないかと思います。

そういう展示の機会といいますが、展覧会といいますが、そういったものをぜひ検討していただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

社会教育部長

今、ガラス工芸にかかわる展示会でございますけれども、今お話のその他の伝統工芸といいますが、そういったことも含めて展示・即売というお話でございます。今後の検討課題にさせていただきたい、このように思います。

斉藤(陽)委員

終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時45分

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

代表質問の関連と、それから、所管事項にかかわることで、大きく四つほどご質問いたします。

病院の安全管理について

まず初めに、病院の関係です。

私は、病院だよりの「優思」については関心を持って見ておりまして、毎回、執筆を含めて、よくまとまっているなと思って評価しております。

その折に、診療報酬の改定に思うという院長の報告もあるのですが、これから厳しくなっていくというような状況の中で、3ページ目に、シリーズ第二病院からということで、医療の安全対策の取組ということで、第二病院事務局次長の金子さんの話が載っています。私は、医療事故の問題については、全国的にいろいろと取りざたされて、一定の取組がなされるだろうというふうに関心を持っているわけです。そのくだりの中に、「市立病院における細かな取組は、『優思』にもいろいろ紹介されておりますが、第二病院においても『医療事故防止対策委員会』を設け、更に実働的なRM委員会を設けてアクシデント・インシデントの収集・分析・対応策の検討を実施しております」と。「RM委員会は、毎週始業時前8時から開催され、半期ごとに本委員会に報告を上げています。これまでの傾向としては、全国的な調査とも一致しますが、圧倒的に転倒・転落関係が多く、患者様の高齢化により看護の業務増が浮彫りとなっています」というふうにくだって、「5月14日に今年度最初の医療事故防止対策委員会が開催されましたが、委員会の名称を『医療安全対策委員会』に改称することとなりました」と、こういうくだりがあるのです。

ここでちょっと気になったのは、今まで、医療事故防止委員会が開催されて、名称を安全対策委員会に変えた理由というか、これを聞いておきたいというふうに思います。

(二病)事務局次長

今のご質問でございますけれども、これは、だいぶ前から医療事故対策ということについては取り組んでまいりましたけれども、委員会自体ができたのは3年ほど前の平成11年ぐらいからであります。要綱的には12年3月という形で開催されております。この当時、主流と言ったらおかしいのですけれども、医療事故対策ということで、そういう名称の委員会を立ち上げたところが多いと。当病院につきましても、医療事故対策委員会ということで動き出しました。

ただ、これは、第三者的にいいますと、医療事故が起こって、その対策を検討するための委員会という受け取られ方が多いというようなことがありまして、近年では、安全管理委員会とか、そういう名称が増えてきているということで、当院におきましても、名称について変更を検討をしてきたところでございます。

それから、今年の4月でございますけれども、厚生労働省の方が、昨年来、検討委員会をつくりまして、危機管理の委員会の在り方について、ずっと検討してまいりました。そして、4月に答申が出ましたので、そのことも入っていたので、その辺を参考にいたしまして、まず名称を変えたということでございます。

佐々木(勝)委員

第二病院のたよりと、その文になっているわけですが、関係する小樽市立病院全体の問題だと受け止めて、今話を切り出すのですけれども、今、4月になってうんぬんという話が出ました。報道では3月20日でしたか、18日に、相次ぐ医療事故の防止策として、厚生省は、民間病院も含めた全国すべての病院に対し、ミスを起こさないための安全対策づくりや、院内の事故を把握する制度などを義務づける方針を決定したと。見出しは「院内事故を全病院に」と、全国ですからね。そういう義務づけを行ったということが報道されていて、第二病院がこれを基にして安全対策委員会を設置した、こういうことになるかというふうに思います。

この事実とあわせて、指針づくりについて、下ろされてきて、周知しておりますか。病院全体です。

(樽病)総務課長

このたびの4月の厚生労働省からの通知についてですけれども、これにつきましては、事業全体の質の向上を目指すということで、すべての病院及び有床診療所につきましては、ただいま委員がおっしゃったとおりに、安全管

理体制の整備が求められているところでございます。つきましては、この10月から、また診療報酬上の改定を受けて、減算する部分がございます、その管理委員会を持たなければ減算体制にもなるというようなことから、小樽病院といたしましても、現在、11年3月の点滴ミスの医療事故後、設けています安全対策委員会を、第二病院と同じように、この通知の趣旨を踏まえまして見直しているというような状況でございます、随時周知しているところでございます。

佐々木(勝)委員

これは相当な覚悟で、義務づけ方針ですからね。確認しておきたいのですが、義務づけられた内容といいますが、どんな内容があるのですか。

(樽病)総務課長

医療機関における安全対策の主な内容ということでございますけれども、一つは、安全管理の理念とか指針を定めて、職員に明示した上で、周知徹底を図りなさいという部分、それから、事故等の院内の報告制度、これを設置しなさい、それから、安全管理委員会というような体制を整える。それから、安全管理のための職員の研修を進めなさい、この4点が医療機関に対しての主な内容というふうに承知しております。

佐々木(勝)委員

その中で、いわゆる全組織としての安全対策委員会設置と、そういう部分の名称変更と。こういう部分で、第二病院の方は、同時に周知し、一斉に取り組む、こういうことなのですか。ばらばらに取り組んだということなのですか。

(樽病)総務課長

小樽病院の方では、安全対策委員会という名称で今現存しておりますけれども、今回、樽病の方が一歩早く、設けている部分もありまして、名称等の改称に踏み切ったわけです。小樽病院といたしましても、このことにつきましては、今、鋭意進めておりますので、名称等を一致させたいという思いがございますけれども、これはまた、我が小病病院の院内の方の合意を得る必要がございますので、名称等につきましては特にこだわったことはありませんが、趣旨については、同じような形で設けていきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

義務づけは厳しくなっているのだろうというふうに思いますけれども、さっき課長の方から、罰則に似たような内容のペナルティーみたいな部分も改定に合わせてあると。罰則規定みたいなものがあるのですか。

(樽病)総務課長

罰則と言うのかどうかちょっとわかりませんが、このたび、そういった安全管理委員会の体制を見据えるということであれば、入院費の基本料につきまして1日10点の減算ということになりますので。

佐々木(勝)委員

1日ですか。

(樽病)総務課長

1日1人10点のマイナスということになりますので、けっこう影響があるのかなというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

それをいつまでにつくるのですか、この指針づくりというのは。

(樽病)総務課長

今年の10月からでございます。ですから、10月までにそういった体制を整える必要があるというふうに認識しております。

佐々木(勝)委員

恐らく、そういう関係の準備的なものは進んでいるというふうに思いますけれども、発信してくるニュース等に

についてはよく理解できました。早目早目の部分でいいかなというふうに思います。

特に、小樽病院の場合も含めて、医療事故に対しまして、よく局長が言うように、事故は必ずあるのだ、ある前提に立って対策を講じていかなければならない、こういうことですから、この指針づくりについては、そうしたら10月までには完成すると。そしてまた知らせるといことになりますか。

(樽病) 事務局長

今のこの件につきましては、具体的には、診療報酬上のペナルティーがあるわけでございますので、組織を改組する予定でありますし、新たにリスクマネジメントということが各職場からそういったものの再発防止と申しますか、事故の未然防止という点ではリスクマネジメントをきちっと導入した体制をつくっていくと。

それから、今、委員が言うように、「優思」は、たまたま、今回のケースは第二病院からのニュースも発信してもらいたいということで、寄稿というか、投稿してもらったわけでございます。小樽病院的にも、さきほど総務課長から申しあげましたように、共通の認識で進めております。そういうことで、両病院が一致して同じ方向性で対処してまいりたい、そのように考えています。

佐々木(勝) 委員

それでは、よろしくをお願いします。

小中学生に対するBCG接種について

次に行きます。

保健所の関係です。

速報で、小中学生におけるBCGの廃止というニュースが流れていました。結核予防法に基づくBCG接種について、厚生労働省は、3月20日、小中学校での実施をやめ、乳児期の接種のみに方針を固めたと、こういう速報ですけれども、この速報に保健所関係はどういうふうに対応するのですか。

(保健所) 廣田主幹

今、委員がお尋ねのBCGの接種の件でございますが、速報は、6月5日付けにありました結核感染症部会の労働地方調査審議にかかわる委員会報告だと思っておりますけれども、内容は、既に3月に結核部会の回答が出ておまして、そのときに、統一会見で、積残しになったことについて一本化するという結論が出たというふうに見ております。要点は、BCGの再接種を行わない、乳幼児期に1回やるだけにすることです。

それからもう一つは、小学校におけるBCGの再接種はやらないということは3月の時点で出ております。中学校についてはどうするかということで、それが持越しになっておりましたが、中学1年生についてもBCGはやらないというふう聞いております。

佐々木(勝) 委員

BCGは長い歴史を持っているというふうに思います。通知の内容はわかりますけれども、廃止に至る背景といいますが、これはどのように認識していますか。

(保健所) 廣田主幹

BCGを乳幼児期に1回やる、その必要性については、国際的にも異論のないところで、これについては日本においても意義があるということです。小学校において、中学校において追加接種することの意義については、もう結核がある程度少なくなっていることがありまして、WHO、世界保健機関でも追加接種の意義が疑問であるということが言われています。それについて、日本でも、平成16年に感染症予防法の見直しの時期に合わせて、そのことについて早急に結論を出さなければいけないということになって、今回の結論が出たというふうに理解をしています。

佐々木(勝) 委員

いわゆるWHOの、さっきは何と言いましたか、意義と言いましたか、私は有効性というふうに押さえるのです

ね。

(保健所) 廣田主幹

有効性について疑問であると、有効性について証拠がないので必要ないだろうということです。

佐々木(勝)委員

そういう背景があって、今回、BCGは、そういう通知を受けて、保健所としてはどういうアクションをとるのですか。

(保健所) 廣田主幹

現在は、まだ結核予防法が改正になっておりませんので、現在の結核予防法の下で私どもは仕事をしております。

今回の報告書の中でも、BCGを乳幼児期の1回だけにするということについて、それを保障するといいますか、担保するといいますか、いろいろな条件が出て、それは、例えば、乳幼児期の予防接種を1回にすることにしても、できるだけ早い時期にやった方がいいと。特に、小児期に行う予防接種というのは、髄膜炎とか、あるいは全身結核のような重症な結核を予防するという意義が第一なので、それは、1歳を過ぎてからやったのでは意味が小さいということで、生後6か月までの時期にやるようにというような方針が出ております。

そうしますと、今、予防接種は3か月を過ぎてからということになっていきますので、その間に、ポリオとか三種混合とか、ほかのいろいろな予防接種との兼合いもありますので、スケジュールの調整をどうするかということ、はまだ検討中でございます。

それから、6か月を過ぎてしまった子に対してはどうするのかということについても、何らかの措置をしなければいけないということです。

それから、小樽市は、BCGについても、集団ではなく、個別接種というやり方を以前からしております。平成7年度からしておりますが、日本じゅうのほかの自治体もやがてそういう動きになっていくと思いますので、それについて、個別接種になったときに、きちんと有効なBCG接種がなされるかどうかということですね。開業医の先生たちにBCGを委託するということになりますと、技術的なばらつきによって、本来得られるべき免疫がよくできない、それも、一生のうちに1回しかやらないという前提でやることになりますので、やはり、それなりの技術を保障するための講習会とか研修とか、そういうことも厚労省はやっていかなければならないということがございます。

BCGを1回することにおいてはそのような問題があるので、法律の改正は恐らく16年ということで、それまでのいろいろな調整、準備がこの1年半のうちになされるのではないかと理解しております。

佐々木(勝)委員

その件に関して、今、小中学校では実施をしているわけですが、これについての受止めというか、どういうふうになっていますか。

(学教) 学務課長

今、保健所の主幹からもありましたとおり、小中学校の方は行ってあります。ただ、小中学校の方は、法律的に言えば、学校保健法に基づいての予防接種ということになっております。ただ、学校保健法のつくりそのものも結核予防法に基づいてつくられておりますので、体制的には、今、保健所からあったとおりだと思います。

私どもも、基本的には、学校保健法に基づいての児童・生徒の健康診断事業ということになっておりますので、基本的には、推移には注目しておりますし、医師会の中の学校委員会等の今後の推移について注目していこうということで協議はしておりますけれども、これに基づいて保健指導をしていかなければならないというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

16年ということですが、それまでの間にきちんとせよということになるのだと思います。

あわせて、昨今、結核の問題が取りざたされて、さっきは報告部会と言いましたか、結核の早期発見のことについても議論されて流れてきているのでしょうか。

(保健所) 廣田主幹

結核の早期発見についてのご質問ですが、今回の小中学校のツベルクリン実施の話ですが、乳幼児のツベルクリンも今回は廃止するということになりますけれども、ツベルクリンというのは、結核の早期発見という健康診断の一部なわけです。ツベルクリンは、大きくはれるところを目安に、結核に感染したのではないか、あるいは結核を発病したのではないかという検診として役立ててきた経緯があるのですけれども、今、乳幼児、小学生、中学生の結核がツベルクリンで初めて発見されるということはどうも減っているわけです。そういうことで、ツベルクリンについても見直しが図られております。

それでは、今後、どうやって結核患者の早期発見をしていくかということですが、これは、結核患者が実際に発生したときに、その患者の周囲の人を健康診断する。これは、毎年1回の健康診断で、定期というものに対して定期外、毎年決まった時期に行うのではなくて、患者が発見されたことに伴って、接触した人に対して、臨時といたしますか、定期外に行う健康診断と言っておりますが、その定期外健康診断を強力に進める、こういうふうに理解しております。

佐々木(勝)委員

あわせて、定期診断の中には、レントゲンの問題がありますね。今で言うと、その対象の近辺においてはやるけれども、一般検診のところについてはどういうふうになるのですか。

(保健所) 廣田主幹

今回の報告書の中では、若い人のレントゲンをする機会をどれくらいの間隔にすべきか。今、学校に通っている、高校を卒業してから大学とか専門学校については、それぞれの学校の開設者といいますか、学校長の責任で基本的には毎年やっているということになっておりますが、今回の報告書では、若い人は、入学時あるいは就職時というような節目でやればいいのだということを言っています。それから、40歳以上の人については、今までどおり、毎年1回ということを経験書の中で言っておりますが、39歳未満の人については、すべての人にそれを受けさせるということはないだろうと。

ただし、ハイリスク層とかディンジャー層という言い方をしていますけれども、ハイリスク層というのは、例えば、精神病院とか老人福祉施設とか、そういうところに入っている人についてはほかの集団よりも結核の発病が多い。また、結核のまんえんしている外国から入国して3年以内の人、あるいはホームレス、それから中小企業で働いている人、そういった人については、今までどおり、定期的に年1回はやるということにしております。また、さきほど申し上げたディンジャー層というのは、危険な人たちということですが、これはどういうことかという、この人が結核になった場合に多くの人に一気に広げてしまう、そういう職業、立場の人です。例えば、学校の先生でありますとか、医療従事者とか、消防署の職員とか、そういう人についても、今までどおり、年1回の健康診断をやるということで、メリハリをつけてやっていくことが必要だろうということが今回の答申の内容と理解しております。

佐々木(勝)委員

いずれかの機会に、その報告に基づく一定の周知といいますか、そういうものはなされるのでしょうか。

(保健所) 廣田主幹

今のところは、厚生労働省への報告書の段階ですので、これに対する予算づけなどはこれから1年半のうちに厚生労働省の方でも進めていくというふうに思われますので、それが固まり次第、小樽市の方に下りてくると思いますので、これについては、小樽市として周知していきたいと考えております。

佐々木(勝)委員

今、保健所を含めて取り組んでいる健康づくりの会議とか、そういうものがありますけれども、そういう厚労省発のこういうような問題と、健康づくりのところで、多少リンクするとか、関係づけてこういう問題に取り組んでいくのでしょうか。

保健所長

今言った、結核、そのほかにも重要な、そういう面は見えない部分もございます。何か問題が起こったときに、そういった見えない部分も恐らくきちんとした、そういう面で検討しております。

佐々木(勝)委員

環境対策について

話を変えます。

環境部の方に伺います。

代表質問で小樽の環境対策についてお聞きしていただきました。一定の答えをいただきまして、平成13年度になりますか、実施に基づいた報告もなされる、まとめている、こういう話がありましたけれども、所管の部分については、その中でまた報告されるのだらうと思います。

これもまた、発信されたものですが、環境にやさしい小樽市民ルールが以前に発表されておりますが、今回、「ライフスタイルを見直しませんか 環境にやさしい市民ルールと環境家計簿をみんなで広めましょう」というものが回ってきました。これをつくられた背景といいますか、経過といいますか、これをお知らせ願います。

(環境)環境課長

ただいまご質問のライフスタイルを見直しませんかというパンフレットについてでございますけれども、平成12年の末に環境にやさしい市民ルールというものを、市民参加の懇話会で策定をしていただきました。その後、13年に入りまして、市民ルールの推進会議を立ち上げまして、約5回の検討会の中で、市民への普及施策についていろいろご提言をいただいたわけです。今年の2月に提言書をいただいた中に、普及啓発資料として環境家計簿を含む主要7対策の普及啓発パンフレット等を進めてはどうだというご提言があり、それに基づきまして、この3月末に5,000部を作成してございます。

その配布につきましては、当初は全戸配布というお話もあったのですが、市民ルールの中にごみの減量という項目がありまして、ご関心をお持ちにならない方のところに行きましてごみになっては困るということのご提言がありました。現在は、新年度の推進会議の方が18名いらっしゃるのですが、その推進員の方を通じまして、既に2,500部ほどを配布して、その中にあります環境家計簿のデータをご提供いただけるようお願いしているところです。

佐々木(勝)委員

それでわかりました。5,000部つくっている経過というのは、この部分で優しいと、これが基になっていると。これに至るまでの経過は、裏の方にはその経過が書かれていて、つくられている経過というのがよくわかります。

それで、さきほどの話ではないけれども、私も広報おたるは努めて見る方ですが、ここにも盛り込みながら、しかし、紙面の都合があるのでなかなか周知徹底できない、こういうことがあるということは承知をするわけです。これを更に強化したものが、これで各戸配布に行くのかなと思ったら、逆に、周知徹底の面で言えば、ごみになるというか、減らしていくというそのくだりの部分なのだけれどもね。今、5,000つくって2,500と。私は町会の方の仕事をしていますから、たまたまそういう関係の中で町会、連合町会を通して呼びかけたとか、こういうふうに行っていると思うのですが、2,500の配布の仕方の実態というのはどういうふうになっていますか。

(環境)環境課長

当初の2,500から現在はとまっております、先日5月の町会長との定例連絡会議でも、そこで配布をいたしま

して、町会で取り組んでいただける部分につきましては、ご連絡をお願いしたのですが、全くご連絡をいただいておりますので、ちゃんとご依頼の文書を出したいと思っております。

詳細の中で、以前からお願いしております環境NPOなり助成団体、その部分での情報収集に努めるということでございます。

佐々木(勝)委員

昨日、出前講座の話をしかけて、やはり、仕組みと仕掛けをつくったら、それを活用するというか、動かしていく要素がなかったらなかなかいかないだろうと。ようやく仕組み等ができて、仕掛けをつくった。それで、聞いたときは、その辺の反応はどうかといったら、これを増刷りしてみんなに配るのかというふうに質問されたのです。これが町会の方にも来たけれども、これをどういうふうに形成していったらいいか。

特に、ここに載せた環境家計簿小樽版というものがありますね。これは、先駆けて、おとしに後志倶知安版か何かができたと経過があると思うのです。これをつくっていく、そして、その反応を見ると。今後、そういうような取組というのは描いているのだと思うのです。その辺のところをお聞かせください。

(環境)環境課長

環境家計簿というのは、もう七、八年前から、温暖化対策の有効な普及啓発資料であるというふうに言われているのですが、実は、非常に挫折者の多いものです。それは、いわゆる温暖化の係数がどうか、あるいは、今回、私どもの小樽版には載せておりませんが、ごみの量がどうだという非常に細かい作業が必要になります。

それで、今回、推進会議の皆さんからご提案がありまして、余計なことは一切外すと、もう、エネルギー使用の部分と水道くらいの部分、それを見れば全体的な傾向がわかるだろうと。もう一つは、今、温室効果ガスの表現が二酸化炭素換算になっているのですが、従前の環境家計簿は炭素換算で、私どもの実行計画は二酸化炭素換算で出しているというその辺の整合性がないということで、新しい表現をするようにしてございます。そのあたりは、以前の普及啓発資料として挫折をした環境家計簿を、少しリニューアルした形で今回出しております。それについてどういう評価をいただけるかわかりませんが、そのデータを基に、小樽市の温室効果ガス総体排出量、そういうものを推計して、今後、策定を予定しております温暖化あるいは循環型社会の行動計画、そういうものに反映してまいりたいと思います。

佐々木(勝)委員

今、推進会議の方で集約した結果にこれらの部分のデータが集まるような仕組みをつくるのですか。それとも、別な手で、それはそれとしていくのですか。

(環境)環境課長

推進会議の推進員を通じている部分と、それから、私どもに直接ご提供いただく部分、サンプル数がどれぐらいになるかわかりませんが、現在、推進員の方をお願いしている部分では、5、6、7月の部分を9月までに回収をさせていただいて、ご提供くださいと。お電話等で問合せがあった部分については、ファクスなり郵送でお送りくださいということをお願いしております。ですから、全体の数値傾向が出てくるのは、年度末に推進会議の最後の会合を持つと思っておりますので、そのあたりで一定の傾向が出てくるのだろうと思います。

佐々木(勝)委員

恐らく、この推進会議があったときに、市民の意見からは、行政の方が率先してそれに立ち向かわなければ、なかなか市民の意識改革というのは出てこない。また、市民に意識改革させるためにどうするかというような問題が持ち上がるのだと思います。

そういう中で、これは、さっきから言っている小樽市温暖化対策推進会議が発行するところの推進実施実行計画、これがあるのですね。前に、数字的なお話がちらっと出たのですが、今後の目標値等々について、平成13

年の回答では、大まかに対比した形での数字が出ていましたが、この目標値に対しての実行計画といいますが、この内容がわかれば教えてください。

(環境)環境課長

実行計画の13年度推進レベルにつきましては、18日開催予定の厚生常任委員会で資料をもちまして実際にご報告申し上げようと思っておりますけれども、現時点で、いわゆる温室効果ガスの排出量、これを11年を基準年度にしまして、平成17年度に2%以上削減するという総体目標を持っております。

職員一人一人の率先行動としまして、エネルギー消費量を減少させるように、例えば、昼休みに電気を消灯するとか、そういう細かい項目を掲げまして、それを、企画部庶務担当課長に策定会議の幹事になっていただいておりますので、そこから通知をしていただく。そして、四半期ごとに各部でのエネルギー消費量、あるいは水道の使用料、そういうようなものをご報告いただきまして、それを私どもで数字の精査をして、極端な増減があるものについては各部に照会して、その上で、1か月後ぐらい、例えば、今回であれば3月期までまとめたものを5月にする予定でございますけれども、ご報告いたしまして、その推進状況、そして、それに対する取組等のお願いをしていくということになります。

佐々木(勝)委員

環境部の関係は、そういうことにいたします。

教育問題について

最後に、教育の関係です。

代表質問の折には、学力観やいろいろな点を述べさせていただいて、そして、今必要なことは何かということで質問しました。

特に、今置かれた子どもの現状を、何としても教育環境、情報整備を含めて、21世紀に向けて子どもたちに、よりよい環境をつくっていくというのが我々の仕事ではないかという問題提起をさせていただきました。

そこで、テーマになっている、いわゆる置かれた現状を打破していくためには、従来型の教育を、中央集権型の部分で管理体制を強めることによつての弊害といいますが、詰込み教育の現実だとか、そういうことをとらえながら改革していこう、こういうふうになっていったのではないかというふうに思います。

私どもの押さえといいますか、現場を預かっている者にとっては感じているわけですが、今回の学校5日制というのは前から意識していますが、学校が5日になることによつて、社会教育や家庭教育、そういうものに連動した動きを受け止めるというか、こういうことが連動的な改革と私は呼んでいたのです。こういう仕組みと仕掛けというものに早い時期から手がけていて、学校はどうならなければならないか、社会はどうならなければならないか、家庭はどうならなければならないかということをやっております。その意識の中で、5日制がこの4月から始まった。ということで、現状に置かれた子どもについての子ども観等についても教育長にお伺いします。

いろいろな仕組みと仕掛けの部分について教育長にお尋ねするのですけれども、教育長の本当の思い、願いというか、ここの部分が、出てこないわけではないのですが、新学習指導要領に基づいて物事が全部スタートすると。だから、教育長の見解を求めても、ここのところについては、新学習指導要領ではと、こういうふうになっていくわけです。

そういう面で考えていくと、それなりに私は理解する部分はあるのですけれども、教育長の本音の部分を知りたいなというふうに思っ呼びかけたり投げかけをするのですが、その辺のところはばちっと見えないものではないか。これは、この後の課題という部分になると思うのです。今日のテーマでは、総務常任委員会もありますから、この問題については置きますけれども、やはり、共通しているところは、今求められているのは、地域に開かれた学校づくり、これなのだろうということは共通認識に立つのです、ここのところは。

けれども、開かれた学校というイメージというか、ここのところが、どうも、現場感覚と、それから行政感覚に

違いがあるのかなというふうに思うのですよ。そのいい例が、今までの中でいろいろぎくしゃくがあるけれども、教育の地方分権が進んで、地域の中でじっくりと考えて、手づくりの教育をつくっていくのだと、こういうことで認識できるのかなというふうに思っていたら、そうではない面もあるという部分が出てきました。それは、各地方で、さきほど来から話が出ているいわゆる取組の精神的な地域の実情というものは、常任委員会等を含めて、視察に行ってくるわけですよ。今までの在り方から、これまでの延長線ではなくて、やはり自賄いでやっていく、自分たちのまちの教育は自分たちでつくっていくのだという意気込みがものすごく出てくる、それを感じ取って帰ってくるわけですよ。それを照らし合わせて、小樽の場合は一致協力してつくっていきましょうという呼びかけなのです。

この部分について、いわゆる提起の一つに、地域における常設の協議会をつくらうというふうに呼びかけをいたしました。その協議会たるものの部分については、私は前にも教育長に呼びかけたのですけれども、地域に開かれた学校というのは、地域に学びの共同体というものをつくることによって地域全体で子どもをつくっていくのだ、つくり上げていくのだ、こういう問題提起をしたのですが、そここのところの開かれた学校づくりというものに対する教育長の認識といたしますかね。返ってくる言葉は、今、文部科学省から、教育の問題等に努めている解決策の一つとして評議員制度があるのだ、そこに定着していくのだと、こういう答えになっているのです。そここのところの部分について、前にもあったのですけれども、評議員制度をそのままのみにして小樽に定着していいかという問題もいろいろあると思うのです。そういうことで、評議員制度をつくっていく過程においては、受売りではなくて、じゅうぶん慎重にやっていってほしいなという声もあったものですから、この部分について、協議会というものに対するイメージというか、こここのところについての教育長のとらえ方ですね。

私は、これまでもいろいろなどころで見えてきて、協議会をつくりながら、地域と父母、保護者も含めて一体となって教育をつくり上げていく、こういう提起に対しての受止めなのですから、教育長としての見解をお願いします。

教育長

開かれた学校が必要だと、それから、地域、父母の意見を学校にもっと反映させるべきだと、全く賛成です。学校は若干閉鎖的であって、そして、父母も学校に行くことを若干恐れている、そういう旧態依然たる風潮がありますので、それを壊したいと思っています。

それで、その起因になるべく、教育改革国民会議とか21世紀プランとか、そういうことが次々と文部科学省から出されました。文部科学省は、決して地方を縛ろうというのではなくて、学校の発想を生かして自由にやってください、そういう考え方です。

実は、小学校、中学校には学校設置基準というものがありませんでした。3月29日に学校設置基準、小学校、中学校におきましてそれが4月9日に交付されました。第1章が総則で、第2章が学級編制とかそういうことです。第3章は施設及び設備です。施設及び設備の中では、いわゆる学校規模においてどのような学校が望ましいかという最低基準をずっと書いてあるのですが、これは最低基準であって、各地域でもっと充実した学校をつくってください、そう書いてあります。

最も変わったところは第1章でして、これは、幼稚園の基準も高等学校の基準もあわせて変わったのですけれども、第1章の中の一番最初は、いわゆる自己評価というのがあったのです。各学校は、自分の学校の教育目標なり教育内容なりを自己評価して、そして、それを情報公開しなさい、そして、そのときに、地域住民の意見をじゅうぶんに聞きなさいと書いてあります。そして、自己評価のために、例えば学校評議員制度を活用しなさいと設置基準の中に書いてあるのです。もちろん学校評議員を今つくっているところはという書き方です。

そこで、小樽市としては、モデル事業として、小学校2校、中学校2校で評議員を委嘱していただいております。これは校長が地域に委嘱するわけで、教育委員会は、校長の報告というか、申請を受けてその人に学校評議員

をやっていただくわけです。それが、佐々木(勝)委員が主張されている、いわゆる協議会と重なる部分が非常にあると思います。固定的なものではありませんので、それをだいたい6月下旬から7月にかけて発足をさせたいと思っておりますので、それについて、私もいろいろなこととお話し申し上げたいし、学校や地域の父母の方々の意見、場合によっては生徒の意見なども聞きたいと思っておりますので、そういう歩みを進めたいと現在考えております。

佐々木(勝)委員

学校適正配置特別委員会で、さっきの意見の趣旨ですが、つくり上げていくやり方というのは、今の教育長の話聞いていても理解できることがあります。ただ、今までの中に、行政主導で物事を進めていくときに、相当丁寧なやり方をしないと身につかないというか、定着しないというか、そういうようなところがあると思うのです。そういう元から、発想を変える中で、地域主導の学校づくりや、改革というか、こういうことが今求められているのではないかと私を私は認識するのです。

ですから、学校規則がこう変わった、こう変わった、それに基づいて今やっているのですよとなると、自分たちのまちの子どもたちは自分たちのまちでつくり上げていくのだという話の根っこの部分がやや崩れてしまうかなという気がするのです。やっているところの部分については、適正枠というのはあります。枠の中で、さっき言った創造的な部分をその地域に合ったつくり方でやっていいのではないかと、こういうことを私は聞きたいのです。その方向づけは委員会なり学校ですけれども、その中で方向づけに対して肉づけしているのとやっただけと、こういうような手法をとる方が実のあるものになるのではないかと感じるのです。

ですから、今で言うと、聞きましょう、つくりました、意見を聞きましょうと。やはり、意見を含めて、つくっていく過程の中で、さきほどの問題の市民参加なり住民参加なりの方法というものをつくっていくべきだと思います。その一つの方法として、私は協議会というものが一つのものに形づけられていくのかなというふうに感じます。

今の教育長の答えの中には、協議会の話合いができるというか、その指摘の内容についても持たれるというか、そういう要素も入れてやっていくということなのですから、モデル事業をするにしても、今の話ですと、ただ校長におろしているだけということになるのですか。手順、手続というか、この辺のところをお願いします。

教育長

学校評議員のことに限りますと、このことについては、連Pの会合や何かでもお話をしております、そういう取組をしたいとお話ししております。

学校の選択についても、いわゆる教育委員会が指名をするのではなくて、校長会で自由にお考えいただいて、自主的に2校ずつを出してくださいというふうにお願いをしております。

今、佐々木(勝)委員がいろいろお話しいただきましたが、若干違うところがあるのは、教育委員会はいろいろなこととお話ししなければ、まだ市民に理解されていないところがたくさんあると思うのです。例えば、教育課程編成のために、去年までは教育課程の規定ということで、この規定を守ってくださいという形でつくってました。それを、今回の完全学校週5日制に当たって、教育課程編成の手引というふうに表示を改めました。これは、手引ですから、各学校がそれにのっとって自由にやっただけと。

それから、もう一つあるのは、今、児童・生徒に対する評価でも、相対評価ということで5、4、3、2、1で、パーセントを決めて、そこに児童・生徒の数を当てはめております。しかし、それが個人内評価に変わり、絶対評価に変わりました。それで、先生が到達度ということに、ある程度達した生徒を、これは優秀だから5と。つまり、1クラス全員の児童・生徒がオール5ということもありうるわけです。相対評価ですと、自分が何ぼ努力してもいつも2の段階から抜けられないということで子どもは自信を喪失する、そういうことに拍車をかけるのではないかと意見もあって、評価の基準が変わったわけです。そのことについては、まだ父母の方や何かのご理

解も進んでおりませんので、私は、そういう面でお話するときには、行政がもう一步進んで話をしなければいけないと思っています。私は決しておしゃべりではないのですけれども、そういう努力の必要を感じております。

佐々木(勝)委員

今の話の中でも、一つの評価の問題についてもじゅうぶんに理解されていないと。この学校評議員制度を導入していくということについても、疑問や問題意識を持っている人もいると思うのです。そういう関係の部分についても、じゅうぶん理解を得るような方法をとりながら進めていく、こういうことが必要ではないかというふうに感じているものですから、その辺のところをお願いします。

教育長

今お話ししたとおり、行政の努力がまだまだ必要ではないか、もっと地域に開かれた学校にするために努力してほしいというお話は、重く受け止めて努力をさせていただきたいと思います。

佐々木(勝)委員

学校5日制になって、今始まったばかりですから、その動き等はいろいろなところに出てくるのだらうと思うけれども、学力の低下の問題とか学力観については、一回、また教育長と話をしたいというふうに思いますので、別な機会にさせていただきます。

これで終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

次に、共産党の質疑に入ります。

中島委員

財政問題について

それでは、質問いたします。

今回は、予算委員会で財政問題が議論されております。小樽市は、実質的な再建団体という立場で再建対策を示すということになっていますが、深刻な事態については私たちも同様の認識をしています。

最初に、財政部長にお尋ねします。

この間の議論の中で、自民党の皆さんからは、市立小樽病院の看護学校を民間経営にしてはどうか、病院の給食や学校給食の民間委託はどうか、ふれあいパスの見直し、一般ごみの有料化など、財政支出を減らすための住民サービスにかかわる提案がなされております。市民合意の下では言いながら、収入確保のための手数料等の値上げを求める発言もありました。市財政悪化の大きな要因になってきたマイカル誘致や石狩湾新港などに賛成して推進してきた与党の責任があると思いますが、これに触れず、そのツケを市民サービスへのしわ寄せにすることには、私たちは賛成できません。

昨日の古沢委員の質問に対しても、理事者の皆さんは、OBCの市税等滞納2億7,000万円に対して、保全策をとる、こういう立場をとらず、OBC存続最優先の態度でございました。いくら財布の口を強く閉めても、財布の底の穴を放置したままでは財政根本対策にはならないと私たちは思いますが、財政部長の認識はいかがでしょうか。

財政部長

今、委員がおっしゃいましたいろいろな市民参加なりいろいろな施策関係のことでございますけれども、これも、やはり、市民生活をできるだけ向上させようというか、市民サービスを深めていこうということでの事業として過去から継続しながらやってきている内容のものでございます。

そういう中で、折々のいろいろな財政状況も考えながら、そういう対策を進めてきたわけでございますけれども、現時点で、広報でお知らせしましたのは、やはり、健全化計画を立てていながらも、13年度のいろいろな収入

の状況だとか、そういうものを見た段階では、市税や交付税の入りぐあいが非常に厳しい状況になってきたということで、そういう面ですぐ見直しをしなければならないだろうと。その見直しの中では、やはり、21世紀プランに定めております実施計画を続けていった場合に、どれだけの財源不足になるのだということを健全化で見直しをしたわけでありまして。そういう中で、非常に厳しい状況が表れましたので、今までのような行財政改革の進め方とか、そういうものやっていると間に合わないという状況になってきたということもありまして、私たちも2月に庁内での緊急対策会議を設置し、そして、具体的な方策を進めていく中でどうしていくかということをもっと続けているわけです。

ですから、そういう面で、各部には、市全体では恐らく2,000ぐらいに及ぶ事業があるわけですが、その一個一個を見直して、これからどういう対応を考えていけるのかという案を考えてもらおうと思っております。中でも、財政の方からも、去年、一昨年から考えてきた、こういう考え方に立てるのではないかと案も示したりしていますので、それも踏まえながら、担当課としてどれだけ考えていけるのかということで、全体的に対策を考えているところであります。そういう対策が出てきた段階で、またいろいろお示ししながら考えていきたいというふうに思っております。

中島委員

私が今言った市財政悪化の要因になると思われる石狩湾新港、マイカル誘致、そして倒産、再建というこの経過について、小樽市財政への大きな負担、影響があったとはお考えにならないのか。再度、そこを確認します。

財政部長

確かに、今おっしゃる事業関係についても、過去の社会基盤とか経済の振興とか、そういうものを図るために進めてきたわけでありまして、当然、部分的には市が負担しなければならないものも出てきているわけでありまして、それは、行政の中で進めていっているところだと考えております。

中島委員

この件は私たちの持論でありますから、引き続き、それぞれの場面で深めていきます。

ふれあいバスの問題について

ふれあいバスの問題については、市長は自民党の質問に答えて見直しの発言をされておりましたが、今までの発言、答弁とは違ったように私は受け止めました。もう一度、発言趣旨を確認したいと思います。

福祉部長

市長がお答え申し上げた件ですが、これまでは、バス事業者から増額要請があれば、制度を存続するために自己負担などを含めた検討をするというお答えをしておりましたが、今回、緊急対策会議で、各政策ごとに一から見直すというようなことだとか、それから、適正な受益者負担の観点でということもございまして、そういった検討も必要であるということで、こういう要件なり要素も加わったということでございます。このことは、そういう新しい情勢が加わったというようなことは、ふれあいバスのみならず、すべての事業について求められているわけでございます。

中島委員

今までは、バス事業者からの値上げ要請があったときに、存続をするために検討すると。今度は、一からの見直し、適切な受益者負担を含めて検討すると。これは随分違うのですけれども、一からの見直しということは、ゼロになることはないのですか。

福祉部長

一から見直すということですが、結果的にどうなるかは、今の時点では、実は部内でもまだ検討にかかっておりませんし、その件についてお答えできるような状況にはありません。

中島委員

非常に重要な問題です。20年間運動を続けて、実施されてから5年間で見直すと。これは、なくなることも前提にしての見直しかということ、再度、はっきりお答えください。

福祉部長

繰り返すようでございますけれども、まだ私ども内部の検討にも入っておりませんので、その辺については今お答え申し上げられるような段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

中島委員

やめるということはないというお答えがないことは確認しました。つまり、やめないとは言わなかった、こういうことですね。このように確認していいですね。

福祉部長

確認を求められておりますけれども、繰り返すようですが、さきほどの答弁以上でも以下でもございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

中島委員

医療費の問題について

次の問題へ移ります。

医療費の問題で、病院に質問いたします。

医療費が高過ぎるということで、患者さんの窓口負担の上げが、さきほどの国会で野党不在の中で単独採決、可決されました。非常に残念な中身です。医療財政を圧迫させている大きな原因の一つとして、薬価が高い、新薬が非常に大量に使われている問題があると思いますが、この新薬と後発薬という認識が薬の中にあります。まず、このことについてご説明願います。

(樽病) 総務課長

新薬と後発薬の違いということでもありますけれども、まず、新薬については、製薬会社が独自に研究開発した薬ということで、化学構造が新しく、従来の医薬品にはない薬理作用とか経過を持つ薬であります。また、後発薬に対応しては、先発薬とか先発品というような名前と呼ばれているものであります。後発薬というものにつきましては、新薬、いわゆる先発薬ですけれども、これは、製造、承認後の再審査期間というのがありまして、それが経過した後に発売される先発薬と有効成分等が同じものでありまして、用法・用量、効能・効果が同一な薬のことであります。またの呼び名は、ジェネリックとかゾロ製品とかというふうに使われている薬でございます。

以上です。

中島委員

先発薬は、承認されてどれくらいの期間がたってから後発薬になるのか、値段の違いはどれくらいか、お答えください。

(樽病) 総務課長

成分評価をされてから再審査期間に至るまでは6年というふう聞いてございますけれども、薬の効能の部分については、特に飲んでから胃で溶ける、腸へ行って溶ける、そういったような特許を取ったものがありまして、そういうものについては20年も30年もあるというふうなお話を聞いてございます。

ただ、価格につきましては、大変に大量生産がきくということから、すぐお安いものでありますけれども、その反面、薬価差を生じやすいというか、大量に売ったら、その利益を調整できるという面もあるというふう聞いてございます。

中島委員

小樽病院、第二病院、それぞれ薬剤の購入はどのようなシステムで検討されて購入するのでしょうか。

(樽病) 総務課長

薬剤の購入方法についてですけれども、樽病、二病ともそれぞれ院内に薬事委員会というものを設けておりまして、薬剤の採用の数を決定しております。実際に購入するときには、事前に契約会社の方から見積りを徴しまして、薬品購入伺い発注伝票明細書を添付の上、薬局から事務局の方へ合議を得まして購入しているところであります。

中島委員

両病院の薬品費は、年間幾らぐらいで、医業収益に占める割合はどれくらいでしょうか。

(樽病) 総務課長

樽病、二病の両院を合わせたの薬品購入額ですけれども、12年度決算では、27億 3,304万 7,000円でございます。医業収益に占める割合といたしましては、約25%ほどになっております。

中島委員

医業収益の4分の1を薬品で占めるという大変大きな値になっています。使っている薬品数は全部でどのくらいでしょうか。

(樽病) 総務課長

薬品費についてでございますけれども、あらかじめ資料の方を提出させていただいておりますが、6月11日現在、使用を認めている薬品数ということであります。内服薬、外用薬、注射薬を合わせまして、樽病では1,492品目、二病院では1,170品目になってございます。

中島委員

皆さんのところに資料をお配りいたしました。「内服薬等調」というところを見ていただければわかりますが、樽病、二病それぞれ使っている薬品数と後発品の数、さきほど言った新薬の期限が切れた後の後発薬、これがどれくらい使われているかということ調べましたけれども、樽病で60品目の4%、二病で34品目の2.9%です。状況を見ますと、外用薬に多く取り入れているようです。

もう一つ、これは共産党提出資料ということで、新聞の一部コピーですので、ちょっと表面が汚いですが、先発薬と後発薬の違いを具体的な影響額としてご報告したいと思います。

高血圧の患者さんで、健康保険本人の場合、2種類の薬を1錠ずつ、1日1回、朝だけ服用しています。2種類とも、先発薬を服用すると、上の欄のとおり、1日当たり170円、後発薬にすると70円と100円安くなります。1年間では、後発品の方が、保険分で2万9,200円、自己負担で7,300円安くなる、こういうことになります。さきほど課長が説明したとおり、効能は同じということです。

さらに、こういうことに基づいて、全国薬業労働者連絡会議というところで調査をしています。700床規模のある国立病院で1,200品目のうち、たった6品しか後発薬を使っていなかったのですけれども、これを、皆さんの検討の中で、250、約2割を品質評価の得られている後発薬に変更して、年間9億円の薬剤費のうち、ちょっと少ないと思いますが、きっと外来をやっていないところではないかと思いますが、約2億1,000万円を削減できるという試算を出しているのです。

全国保険団体連合会、保団連、これは開業医の先生が6割ぐらい参加しているところですが、ここでも、今年2月から、後発品の共同購入の取組を始めています。

今月7日、我が党の児玉健次議員がこの問題を国会で取り上げています。後発薬の積極的な使用を検討してはどうかという問題について、坂口厚生労働大臣も、できる限り努力していくと。同省の川村国立病院部長も、国立病院での後発品の使用推進を通知したい、こういうふうに答弁しています。

医療費は、ご存じのとおり、4月はマイナス改定で、市立病院の影響額も、推移を見ていると言いながら、かなり大きな減収が予測されます。これは、減収対策だけではなくて、適切な薬、患者さん負担を減らすということも含めた対策だと思いますが、後発薬の積極的な利用の検討をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(樽病) 事務局長

ただいま後発品の使用拡大ということでいろいろご意見をいただきました。厚生省が国立系病院に後発品の利用促進について通知をしたことは承知をしておりますけれども、まだ具体的に動いておりませんので、一つは、その推移を見てまいりたいと考えてございます。

それから、小樽病院におきましては、かつて、これについてはいろいろご議論をいただいたのでありますけれども、かつては、このゾロを含めるジェネリックにつきましては、ドクターあるいは薬剤師の中で、ゾロ製品に対する信頼性とか包装の問題、情報提供の問題、そういった課題もありましたが、現時点では、ドクター、それから患者さんの方でそういったアレルギーが減少していることは事実でございます。

ただ、今、委員からいろいろ試算をお示しいただきまして、ご提言いただいたのでありますけれども、結局、医薬分業している小樽病院では、患者に対する医師の処方権限というのは全く医師にあるわけでございますので、今ご指摘いただいたゾロ、いわゆる後発品の部分については、小樽病院では、あくまでもドクターと患者さんの合意形成、これが大前提だと考えております。その中で、ゾロ製品の購入依頼がありましたときには、例えば、総務課長が申しております院内の薬事委員会でこの採用について可否を決定してやっております。かつてのようないろんな課題はありませんけれども、そういった中でも、製薬会社と卸の関係、こういう特殊なルーツもありますので、この辺についても、情報を待ちながら、ご指摘の趣旨については、院内に持ち帰って薬事委員会でご協議いただくことにしたいと思います。

中島委員

私は、何が何でも全部入れると言っているわけではなくて、現実にも、内服薬、注射薬でも後発品は入っているわけです。薬事委員会の中で議論をして、皆さんが納得の下でお使いになっている薬がある、そういう納得や合意を更に検討を進めることが重要ではないかと、こういう立場でお話ししております。

新聞の中身では、長崎の開業医のある方が、医師というのは、大半が医療の質を落とさたくないと思って新薬や先発品を使っていると。医学生のところから新薬や先発品しか使わず、連日の大手製薬会社の売込みの攻勢の中で、後発品の情報が入らない中で、一定形成された状況があるのだと。そういう点も含めて、改めて積極的な検討をお願いしたいと思います。

人件費問題について

それでは、次の問題に移ります。

人件費問題です。

財政健全化対策概要では、人件費の抑制と事務事業の見直しということですが、代表質問で与党の方も提案していました。機構全体の見直しを検討すべきではないかと。

改めて伺いますが、この5年間で職員数をどれくらい減少させてきたのかということをお聞きします。

(総務) 職員課長

平成9年と比較いたしますと、平成9年5月1日は2,397人、平成14年5月1日が2,191人、206人の減少となっております。

中島委員

小樽が最高人口を持ったその年度と、当時の職員数は何人でしょうか。

(総務) 職員課長

人口のピーク時ですけれども、住民基本台帳人口で約20万7,000人、昭和39年、2,494人の職員数となっております。

中島委員

つまり、最高ピーク時より職員数が300人減っている計算ですね。そして、そのうちの200人の職員はこの5年

間で減らしてきた、こういう勘定になります。

それでは、この5年間で課長職以上の管理職と、それ以外の職員数の減少数についてそれぞれお答えください。

(総務)職員課長

課長職で申し上げますと、6名の増というふうになっております。係で申し上げますと、186人の減少というふうになっております。

中島委員

管理職手当の人件費に占める割合、これは、一般会計と特別会計を合わせてみると現状はどうでしょうか。

(総務)職員課長

平成14年度予算は、管理職手当が1億100万程度、人件費精算額が134億、比率に直しますと約0.75%です。

中島委員

人口最高時は、同じように、比率でいくとどのぐらいになりますか。

(総務)職員課長

昭和40年度の決算になりますけれども、管理職手当が537万、人件費全体額が13億8,000万、0.4%程度になるうかと思えます。

中島委員

この当時と比べて、人件費に占める管理職手当というものは約20倍ですね。業務が複雑になったり、新たな部署が発足したりしていますから、一概に増えるのが悪いとは私は思っておりません。しかし、管理職は増えている、実働職員数の数は削減と。職員数を減らす、減らすと言っていますけれども、減っているのは実働部隊です、管理職は増えているのです。市民サービスを圧迫していることになるのではないかとということが私は懸念されます。

総務部長

数だけをとらえて言いますと、今、委員がおっしゃったような形ですが、中身の問題で申し上げますと、管理職が増えているのは、病院看護職といえますか、その部分が顕著に増えているわけです。ですから、業務の内容によって管理職の増を図ってきているという部分が一つあります。それから、一般職員の減については、現業職員の減が大きいわけですから、これは、児童・生徒数に伴う用務員の減であるとか、学校給食員の減、清掃職員の減、こういう形で現業職員を減らしてきている。この部分については、民間の受皿などがありまして、決して住民サービスの低下になっていないわけですから、そういう反比例の傾向といえますか、一方では高度な技術なり知識を要するところについて増やしてきている、ある面では民間が受皿となれる単純労務的な現業職を減らしてきている、こういう傾向にありますので、そういう中身のことはひとつご理解をいただきたいと思えます。

中島委員

そのような答弁はありますけれども、私は、次長とか副参事とか、何というのでしょうか、一体どれがどこに類するかわからないような管理職の名前と数が錯そうするような状況を見ると、正直に申しまして、年功序列、終身雇用制の延長上の、一定の年齢になって一定の役割を果たしたところで機械的に管理職にしていく、そういう傾向にあるのかなと、こういうふうに思うわけです。(「能力主義だ」と呼ぶ者あり)

能力主義ではない。

むしろ、市民サービスに役立つ方向での管理職の配置と。今おっしゃったように、病院の婦長さんを増やしたとか、こういうことだったら私たちも納得できるのですけれども、今の非常に複雑な管理職の名称も含めて考えてみると、かなり無理をして増やしているのではないかという感を持つことを否めない、そういう感じを受けませんが、そういう点ではどうでしょうか。

総務部長

お言葉ですが、無理して増やしているわけではなくて、それぞれ、必要部門、必要セクションの中で次長職等を

置いているという部分が一つございます。確かに、委員がお話しのようなご意見の部分もあるうかと思えますから、これからは財政健全化に向けての行革を積極的に進めなければなりませんので、組織機構を積極的に見直すという観点では、部長職も含めてですけれども、全体の管理職については、組織の見直しの中で改善、改善といいますが、取り組んでいきたいというふうに思っております。

中島委員

長い間、市に貢献された幹部の皆さんがそれ相応の処遇を受けるのは、私は間違いだとは思っておりません。ただ、職員の皆さんの声からは、管理職ばかり増やしていく、私たち現業は減っていくという率直な感想も聞かれています。市民サービス低下にならない職員配置、機構改革を強く求めます。

昼休み休憩について

次は、昼休み休憩について、職員の皆さんにかかわって質問いたします。

昼休み、庁内の各職場で電気を消しているところによく遭遇しますが、これは、どういう趣旨で、いつごろからご指導されている中身でしょうか。

(財政) 財政課長

不要な電気、使わないときに電気を消すということは、従来から基本的なことだと思うのですが、文章的にちょっと探してみたのですけれども、一番最初には、昭和48年に予算執行方針の中で、無駄な不要電灯の消灯ということについてうたっております。ご承知のように、昭和48年の第1次石油ショックのときでして、エレベーターに乗るなどが、全国的に行われたときに文章化されたのではないかというふうに考えております。それ以後は、予算執行方針の中で述べております。

中島委員

電気代の節約という財政上の問題もあるということですね。ということなら、どれぐらいの節電を目標にして、どれぐらいの効果が上がったのかということは確認しているのでしょうか。

(財政) 財政課長

目標値を幾らにしたかというところはちょっと確認できておりません。今現在、本庁だけなのですけれども、当然、業務をやっているところは消灯しておりませんので、だいたい消灯しているだろうというものを想定して試算しますと、だいたい、金額的には1日1,000円ぐらいではないかと思えます。年間、だいたい244か245の開庁だと思えますので、年間にすれば二十四、五万円ぐらいになるのかなと。これは本当に大ざっぱな数字です。

中島委員

本庁だけとおっしゃいましたけれども、そのような趣旨でしたら、本庁に限らず、保健所、病院、学校、いろいろ対象になるかと思いますが、そこそこの皆さん方のところでは、そういう議論と実践がされているのでしょうか。それとも対象外にしていたのでしょうか。

(財政) 財政課長

予算執行方針で述べておりますので、これは本庁に限らず、全職場に周知しております。

中島委員

実施状況についてはかなり不透明だというふうに思いますが、今、本庁の中に限って聞きますけれども、休憩室、職場と離れて休憩室を持っている職場というのは幾つぐらいあるのですか。

総務部次長

突然でちょっと思い出せませんが、市民部の窓口業務は、今、お昼休みも交代で皆さんはそれぞれ業務についておりますから、そういう意味では、職員の食事をとるために、又は休憩するために、地下に当直の和室がございしますが、そういうところを利用して、休憩室の代用という形で活用しております。

中島委員

ほとんどの職場は、その職場のままで休憩をとると。お弁当を食べたり、新聞を読んだり、休んでいらっやいますね。休憩するときには電気は要らない、照明は要らないというお考えなのですね。

総務部次長

業務をしているところは、お昼休みでもお客さんが始終入ってきたりとか、そういうところは、それぞれの職場の判断に任せているところがございます。それから、この時期はだんだん明るくなっておりますので、日中でも、電気が不要なときはもちろん消していると思います。ただ、真冬などは、本当に場所によってはかなり暗くなる場所もありますから、そういったところは、部屋の全部ではなくても、一部をつけることぐらいは、職場の判断に任せているというような絡みがございます。

ただ、我々は、一般的に、12時15分から1時までの間は休憩ということで、休みということにしているわけですから、食事をしたり、特別その時間に何か業務をやって書類を集中して読まなければならないということがない限りは電気の必要はないということです。そういった意味では、今、財政課長もいろいろ申し上げましたけれども、庶務担当の課長会議などを通じて、不要不急以外は必要のない電気は消すようにと、そういった励行を求めているところでございます。

中島委員

私は、看護婦出身ですが、看護婦の基本はナイチンゲール精神というものがああります。ナイチンゲールが一番先に大事にした中身は、人間が住む環境がきちんと清潔で、かつ健康的であらねばならない。清潔な空気、清潔な水、明るい照明、そういう基本的な環境がきちっと整備されないと病気もよくなり、これが現在にも生きるナイチンゲールの基本的な理念です。

保健所は、健康21を推進して、病気にならないでいつまでも元気にいようと、今度の7月にはウォーキングも計画しているようでございますが、人間の休憩時間に照明は要らないと。言いにくいとは思いますが、医師の見地から、健康管理の見地から、いかがなものでしょうか。

保健所長

ウォーキングは来週します。

私は、7月から勤務して、全く同じように感じたのです。それは、日本全体の働く職場、そういったものがいかに時代遅れかと。特に、小樽市のお話というより、日本全体です。特に海外に比べると、そういう公衆衛生的なこととか勤務環境のことでは、かなり、二、三十年は遅れているのではないかと思います。

特に、今問題になっている明かりだとか、照明とか、休憩場所という部分は全くないと。非常に、職員の方にとっては、実際に働いている場所で昼食を食べている光景というのは非常に遅れているのではないかと。これは、決して小樽だけではなくて、全国的にそうですね。ですから、働く場がいかに時代遅れかということは否めないことだと思います。これが欧米並みに追いつくにはまだまだ時間がかかると思いますけれども、果たして早急にその対策がとれるかどうかはまたちょっと別問題かと思ひます。

中島委員

終わりますけれども、私は、やはり、年間20万円を必死で節約するために、昼休みに庁舎の電気を消して、薄暗いところで何人もの職員の皆さんがごそごそとうごめくようにご飯を食べている姿を見ると、非常にわびしい感じがして、何でここまでしなければならないのかと言ったこともあるのです。積極的に貢献する態度だと言えばそうかもしれませんが、むしろ、明るく、休憩して、談話をしているという姿の方が市民アピールにもいいのではないかと思いますので、ぜひご検討していただくべき中身ではないかと思ひますが、いかがですか。

総務部長

いろいろご意見があありますけれども、要するに、不必要なものを消せと言っているわけですから、必要な、今言ったような精神衛生上、悪いようなことをやっているわけではございません。今言ったように、無駄を省くという

のが基本ですので、これは今後も続けていきたいというふうに思っています。

新谷委員

食品衛生問題について

一般質問の続きをしたいと思います。

最初に、保健所の方にお聞きします。

さきほど、資料を出していただきました。食品衛生指導は、この表で見ても明らかなように、大変低いですね。いずれも10%台です。これは、何人で行っているのですか。実働の方々は何人でやっているのですか。専任はいるのでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

食品衛生監視員は、係が6名おりまして、6名で監視をしております。

新谷委員

専任はいないのですね。専任はどうですか。

(保健所)生活衛生課長

ただいま6人おりまして、そのほかに食品衛生監視員の資格を持った者が6人いまして、計12名おります。

新谷委員

それだけいるのですけれども、実際に動いているのは6名ということでしたね。

一般質問のときに、たしか、所長は17人いるということだったのですけれども、これは、稼働しているということでお答えになったのではないですね。

保健所長

僕らも、詳しいことはなかなかとらえづらいます、この法律は。今日ここに出された表というのは、製造業者の立入検査の数字なのです。これは、基準として、基準値は何回、それに対して保健所が何回行ったかという率なのです。パーセンテージです。全道平均はだいたい8.8%です。うちの保健所はだいたい12.8%と。これは、100%というのは国の基準値で昭和28年に出された数字です。あとは、建物を見て、製造過程、衛生管理を見ると。昭和20年代の製造業者の実態に合わせた法律です。ですから、今現在になると非常に進化した制度ということでございます。しかし、これの対策が必要か。要するに、100%やる必要があるのかという問題は当然あるのです。

だから、今の立入検査の回数、多分、それよりも心配なのは製造された食品の安全性なんです。それは、この検査とは別なのです。これは食品衛生法17条の収去検査なのです。収去検査は、必要と認めたとおりにするように指導をしているわけです。僕は、むしろ、こっちの方の回数をどんどん増やしていく方が正しいと思います。そのときに、食品衛生監視員の方たちは現在14名です。ですから、今後、いかに実際の現場でそういうものをチェックする体制を中身のあるものに変えていくか。

ですから、ここに示された数字は、あくまでも建物に行き、製造過程の衛生検査をチェックする回数です。全道的にも、そして、小樽の我々だけが人数が少なくやっていないというのではなくて、実態に合わない法律であり、パーセンテージであると考えています。

新谷委員

随分たくさん答えていただいたのですけれども、私は人数のことを聞いたのですよね。

それで、保健所年報を見ますと、行かなくてもいいところもあると今おっしゃいましたけれども、実際に監視指導をしていない事業所が、この12年度の統計では8件あります。その前は10件あるのですね。しかも、同じ事業所、同じ職種で行っていないところがあるのですけれども、これはどうしてでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

本来であれば、全施設を回るというのは基本なのでございますが、例えば、重点の監視の施設というものが出てくるような状況なのですけれども、今後につきましては、行っていない施設については、最低1回、こちらの方で行こうというふうに考えております。

新谷委員

それは今後のことで、今までは行く必要がないというふうに考えていたのですか。

(保健所)生活衛生課長

特に行く必要はないというふうに考えておりませんけれども、たまたま行く機会がなかったということです。

新谷委員

機会がなかったとおっしゃいますけれども、一応は食品衛生法で何回、何回というふうに回数が決められておりますので、やはり、行かなかったというのは一つ問題だと思っております。しかも、毎年変わるならまだいいですけれども、同じ食品製造業ですね。そこに行っていないのです。やはり、それは問題だと思っております。

それから、収去検査、こっちの方が大事だということで所長から今お話がありましたけれども、この資料の数字と年報に載っている数字とがちょっと違うようなのですが、これはどうしてでしょうか。

12年度の統計資料では、収去検査は、総数 380、これが適した分、それから不適が4ですから、384件だと思っておりますけれども、これでは404になっています。その前も見てください。ちょっと数字がずれているようなのですが、これはどういうことなのでしょう。

(保健所)生活衛生課長

食品の収去検査に関しましては、さきほどのお話で384件なのですが、そのほかに残留農薬の関係で検査しております、その検査が20件入っているということです。その関係は、後でご覧になっていただければと思います。48ページのところに20件で計上して、404という数字になっております。

新谷委員

その理由はわかりました。

1995年に食品衛生法が改悪されました。添加物が348から837に増えましたね。この時点では、1996年に実施したときには、収去検査はいつとき増えたのですけれども、その後にもたすごく減っているのですよ。これはどうしてなのでしょう。なぜ減らしたのか。

(保健所)生活衛生課長

減った件数については、そのときの検査の状況とか重点の収去の検査項目だとか、そういった形で把握しているのではないかと思います。

新谷委員

人手不足は、実際には6人しか動いていないわけですから、それで手が回らないという実態はないのですか。

保健所次長

今、生活衛生課長からお答えしているわけですが、ちょっと補足させていただきます。

今現在、食品衛生係は係員6名ということで、その係員が既存の許可を受けている施設の現場だとか、回収もあります。それから、新規に許可を申請する、そういった日常的な検査業務を主にやっているわけです。それとあわせて、6名の職員も食品衛生監視員という発令を受けているわけです。そういったことで、さきほどお話ししました監視指導ということが、さきほど保健所長からお話がありましたように、衛生基準、その施設の構造とか働いている人の衛生的な状態、それしか見られないのです。20項目あるのですけれども、それしか監視指導はできません。ですから、大事なものは、さきほど言いました17条の収去検査というもので、これから、その都度その都度、どのようなものを収去して検査していくべきか、それはじゅうぶん詰めていかなければなりません。ですから、現在の係員6名の、保健所には、このほかに14名ということで、8名、食品衛生監視員が発令されています。まだその

ほかにも資格要件のある者がおりますので、今後も、こういった監視指導も含めまして、収去検査も食品衛生監視員だけがやっていますので、これから、現在6名の仕事の役割と、それと保健所全体において食品衛生監視員の役割をどういうふうにやっていくか、そういうことで充実していきたいというふうを考えております。

新谷委員

確かに、業務的にはそうかもしれませんが、法的に言ったら、全然回数を満たしていないわけですね。やはり、私は、一般質問でもお聞きしましたが、係が今年は1人減っていますね。そういうふうには、実際に大変忙しくて手が回らない状況があるのではないかなというふうに思うのです。

今問題の協和香料化学のような添加物製造業者は小樽で11業者ですね。11年度は3回しか実施していません。監視をですね。これだけ問題があったのですけれども、協和香料化学のようなアセトアルデヒドを使用しているところはなかったのですか。

(保健所)生活衛生課長

小樽市内では、添加物製造業の業者で工場を使っている会社は、今3社あります。

新谷委員

これは、アセトアルデヒドというのは、国際がん研究機関では発がん性があるものとして認められているものです。この添加物を、小さな子どもが食べるもの、例えば、牛乳で練ったカルケットウェハースというものがあるのですけれども、そういうものに使われているということです。普通は、牛乳を使っているから安心だということで買いますね。そういう点で、非常に安心して買っていたのに、こういう物質が含まれていたということは、本当に消費者にとっては大ショックですね。ですから、この辺の指導を今後とも強めていただきたいというふうに思います。

それから、ぜひとも人員を増やしていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

保健所長

香料の件ですけれども、それは、我々がそのものを収去して行って、その違反があるか、そんなものが入っているかどうかというのは、これはやはり検査だと思えます。こういったものが入って違反しているとしたら、それに焦点を合わせてこの検査をして調べていきます、それが危険なものであるかということで。

ただ、収去検査して危険なものがあるというのは、危険なものは無数にあるわけですから、それはあくまでも秩序やモラルの問題だと思えます。そのモラルが壊れてしまったら、これは、何の検査をしても、それはどうしても限界があります。

それと、人員の件に関しましては、さきほども僕も説明したつもりであります。要するに、そこは極めて重要だと思えます。ですから、それは単に人員という問題ではなくて、保健所の中で、今まで縦割りであったそういったシステムがあります。しかし、被害を受けた人はそれなりの数がいるわけですから、そういった中で、それにどういうふうに対処していくか。更に、国の方でも、食品衛生法に対して新たな問題もあります。そういった面で、より充実を図りますので、人数がじゅうぶんだとは言いませんけれども、人数が問題で業務をやれていないということは違うと思えます。

新谷委員

私たちの見解とは違うご答弁でしたけれども、実態を見れば、さっきから言っていますように、法的な基準を満たしていないわけですから、この点をじゅうぶんに踏まえていただきたいと思えます。

それから、今、国のことも出てきましたけれども、厚生労働省が新たに香料で今また、添加物の項目を増やするというところもあるのです。ですから、そういう点では国の責任が大変大きいと思うのです。その点でも、添加物の拡大をするのではなくて、逆に元に戻すような意見もぜひ国に上げていただきたいと思えます。

それから次に、市民啓発についてですけれども、消費生活課では食品に関する啓発はどのように行っています

か。

(市民)消費生活課長

市民に対しての啓発事業といいますか、活動は、私どもにとって大変重要な仕事の一つだというふうに考えております。それで、これまで、暮らしの講座、移動消費者教室、また、動く市政教室、こういった事業を通じまして市民啓発に努めてまいっているところでございます。

新谷委員

これは消費者協会を出している一つのチラシというのでしょうか、資料というのでしょうか、食品添加物の一覧表というのがあるのです。こういうもので、保存料はどんなものがあるか、防かび剤はどんなものがあるか、漂白剤はどんなものがあるかというふうに書いたものがあるのですね。これはすごくいいと思うのですが、今、残留農薬とか添加物の問題が大きくなっているのに、市民はなかなか知る機会がないわけです。例えば、こういうものは渡り廊下には置いていませんね。ですから、そういうところに置くとか、もっともっと市民にお知らせしていくような手だてをひとつとっていただきたいと思うのです。

その点では、今後、講演会なども必要だと思うのですが、いかがですか。

(市民)消費生活課長

ただいま委員からお話がありました残留農薬とか添加物、要するに、食の安全ということにつきまして、今後、講座等のテーマに取り上げることで、啓発事業のテーマとして取り上げていきたいというふうに考えております。

新谷委員

通告してありますけれども、総務のときに行いますので、終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。